

流山市農業振興基本指針

平成 1 9 年 1 0 月

流 山 市

目 次

はじめに	1
第 1 章 流山市の農業の現状.....	2
1 . 農業生産額からみた生産構造	2
2 . 農家の生産構造とその変貌.....	4
3 . 農業労働力の構造	9
4 . 耕地面積と作付面積の推移	12
5 . 四大野菜の生産の推移	16
6 . 地区別農業構造の特質	20
第 2 章 流山市農業の展開方向 アンケート調査の解析	26
第 1 節 市民の農業観	26
1 . アンケート回答者の属性	26
2 . 市民の農業に対する意向	27
3 . 農産物直売所についての意向	29
4 . 市民の農業政策に対する意向	31
第 2 節 農業者の農業に関する意向と展望	33
1 . アンケート回答農家の属性	33
2 . アンケート農家の農業生産の概要	35
3 . 農業経営の課題	40
4 . 今後の農地保有と農業経営の意向	44
5 . 流山市の農業施策に対する要望	47
第 3 章 農業振興基本指針	50
1 . 農家および農業経営者の育成・確保.....	50
2 . 露地野菜の振興（既存野菜の品質向上・収量の安定化）	52
3 . 施設部門の拡大	54
4 . 流通体制の整備と農産物直売の推進	56
5 . 市民農園・体験農園・観光農園の拡充	58
6 . 生産環境の改善	60
7 . 農産物の安全・安心の確保	62
8 . 水田農業の維持増進	64
9 . 新しい街づくりとの調和	66
資 料	68
用語の解説（農業統計用語）	68

はじめに

流山市農業振興基本指針の発行にあたって

本市の農業については、平成 12 年に策定された「流山市総合計画」の中で、都市との調和を基本に、地域の特性に合わせ生産性の高い都市型農業の確立を目指して、9 施策体系 28 個別施策を位置づけし、「多様な方面からの農業の振興」を推進してきました。

しかしながら、計画策定後約 7 年が経過し、本市農業を取り巻く内外の環境は大きく変化してきております。

国においては、旧農業基本法に代わり 40 年ぶりに、「食料・農業・農村基本法」が平成 11 年に制定され、翌年には、食料・農業・農村基本計画を策定し、「都市及びその周辺における農業の振興」について明記されました。

平成 17 年には、新たな基本計画が策定されたほか「農業経営基盤強化促進法」が改定され、本市においても「農業経営基盤の強化に関する基本構想」を改定し中核的農業者の「農業経営改善計画」の認定や農用地利用集積事業の見直しが図られました。

また、平成 18 年には、「経営所得安定対策等大綱」が定められ、担い手を対象に絞った価格政策から、所得政策への支援等経営全体に着目した対策に転換されてきております。

一方本市では、平成 17 年 8 月につくばエクスプレスが開通したほか、新川耕地の常磐自動車道流山インターチェンジ中心部では流通業務施設が建設されるなど、都市的土地需要の増大が進み、農業生産環境も大きく変化してきており、農地の減少や担い手不足等都市型農業地域の抱える課題の解消が求められてきております。

この農業振興基本指針は、本市農業を取り巻く環境の変化に対応するため、流山市総合計画を補完し、更に推進を図るために策定するもので、第 1 章で「本市農業の現状」を分析し、第 2 章では市民と農業者の双方から農業に関する意向の把握をしました。

これらを踏まえ、第 3 章で農業振興基本指針として、「農家および農業経営者の育成・確保」ほか 8 項目から成る農業振興の基本方向を定め、本市農業の特性に合わせた都市型農業の確立を図ろうとするものであります。

本振興基本指針策定のため、ご尽力をいただきました流山市農業委員会をはじめ農業関係機関等の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 19 年 10 月

流山市長

第1章 流山市の農業の現状

1. 農業生産額からみた生産構造

- ・ 主に農業的利用がなされる市街化調整区域は、13.77 k m²、市域の約 39%。
- ・ 首都近郊の立地を生かし、ねぎ、ほうれんそう、えだまめなどの露地野菜が栽培され、都市型農業を展開。
- ・ 農家数は 790 戸、農家人口は 2,100 人。農家率は 1.4%。
- ・ 耕地面積は 613 h a で市域の 17.4%を占める。内訳は水田 206 h a、畑 386 h a、樹園地 21 h a。
- ・ 農業粗生産額は最近の 5 か年平均で 36 億 2 千万円。うち野菜が 31 億 4 千万円、次いで米が 3 億 2 千万円、花卉が 8 千万、果実が 5 千万円である。
- ・ 農業粗生産額は米の生産額の減少に反し、野菜の生産額の増加に支えられ、緩やかに増加傾向。
- ・ 本市は、長期にわたり野菜を中心とした農業が営まれている。

本市は、千葉県の北西部に位置し、東は柏市、南は松戸市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市および吉川市、北は野田市に接した、人口 15 万 2 千余人の中核的都市である。行政区域の面積は 35.28 k m²で、その内約 61%の 21.51 k m²が市街化区域に指定されている。

主として農業的利用がなされる市街化調整区域は、13.77 k m²で市域の約 39%である。首都圏の北東部に当たり、都心から 30 k m 圏に位置している。平成 17 年 8 月のつくばエクスプレス（以下 T X ）の開通により、最速で 25 分で秋葉原駅と流山おおたかの森駅が結ばれ、都心と直結するようになった。本市では、首都近郊の立地を生かして、ねぎ、ほうれんそう、えだまめなどの露地野菜が栽培され、都市型の農業が展開されている。

平成 17 年の国勢調査によれば、本市の総人口は 152,653 人で、総世帯数は 57,540 戸である。また、同年農林業センサスによれば本市の農家人口は 2,100 人で、農家数は 790 戸である。従って、農家人口比率、農家率ともに 1.4%に過ぎない。農林水産省の 2004 年耕地面積調査によれば、本市の耕地面積は 613 h a で、総面積の 17.4%を占めている。耕地の内訳は、水田 206 h a（33.6%）、普通畑 386 h a（63%）、樹園地 21 h a（3.4%）である。

本市の農業粗生産額は、農林水産省の農業所得統計によれば、2000年から2004年の5か年平均で36.2億円であり、うち野菜が31.4億円（86.9%）で最も多く、次いで米3.2億円（8.8%）、花卉8千万円（2.1%）、果実5千万円（1.5%）となっている。また、同期の生産農業所得は17.6億円であり、所得率は48.6%と推計されている。

表1-1は、農業粗生産額の推移をみるために、農村物価指数（農産物）でデフレート（注1）し、2000年の価格に換算し、5か年の平均値で示したものである。農業粗生産額は、米の生産額の減少にもかかわらず、野菜の生産額の増加に支えられて、緩やかではあるが一貫して増加の傾向がみられる。本市では長期にわたって野菜を中心とした農業が営まれていることが分かる。

表1-1 流山市の農業生産額の推移（実質額）（単位 百万円、%）

年度平均	1985～89年	1990～94年	1995～99年	2000～04年
農業粗生産	3,081	3,254	3,455	3,615
米	387	348	347	318
いも類	32	28	27	32
野菜	2,544	2,809	2,969	3,141
果実	20	26	40	53
花卉	25	24	65	76
畜産	66	15	2	0
農業粗生産（構成比）	100.0	100.0	100.0	100.0
米	12.6	10.7	10.1	8.8
いも類	1.0	0.9	0.8	0.9
野菜	82.6	86.3	85.9	86.9
果実	0.7	0.8	1.1	1.5
花卉	0.8	0.7	1.9	2.1
畜産	2.1	0.5	0.1	0.0
生産農業所得	1,577	2,177	2,040	1,755
農家1戸当たり生産農業所得（千円）	1,451	2,162	2,199	1,687
10a当たり生産農業所得	216	307	292	260
農業専従者1人当たり生産農業所得	1,053	1,556	1,648	1,682

資料 農林水産省「生産農業所得統計」

注1 デフレート（デフレーター）…デフレーターと同意語、一定期間の物価動向を把握するための指数の一つで、GDP（一定期間内に国内で生み出された付加価値の総額）の計算をする上で使用する物価指数。

2. 農家の生産構造とその変貌

1) 農家の諸形態

- ・ 農家数は790戸、うち販売農家数477戸、自給的農家数313戸に分かれるが、総農家数は1985年(昭和60年)の1,079戸から2005年(平成17年)の790戸に20年間で26%減少。
- ・ 販売農家477戸は、専業農家103戸、第1種兼業農家55戸、第2種兼業農家319戸に分けられる。
- ・ 自給的農家と第2種兼業農家を合わせると80%を占める。
- ・ 本市の農家は、主に農外所得に依存し農業所得に重点を置いているものは少ない。
- ・ 販売農家の減少、特に兼業農家の減少が著しいが、自給的農家は増加している。

本市農業の経営主体である農家について、農林業センサスを用いてさらに検討すると、平成17年の農家数790戸は、販売農家(経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額50万円以上の農家をさし、実際の販売の有無とは関係しない)477戸(60.4%)と自給的農家313戸(39.6%)に分けることができる。農林業センサスでは自給的農家については詳細な調査は省略している。

また、農林業センサスでは10a以上を耕作しているものを農家と定義しているため、実際には農家とは言えない超零細農家(土地持ち労働者)も存在している。販売農家(60.4%)は、専業農家103戸(13.0%)、第1種兼業農家55戸(7.0%)、第2種兼業農家319戸(40.4%)に分けられる。

第1種兼業農家は農業を主とし兼業を従とする農家であり、第2種兼業農家は兼業を主とし農業を従とする農家である。自給的農家と第2種兼業農家を合わせると80%を占める。

また、販売農家は、主業農家115戸(14.6%)、準主業農家168戸(21.3%)、副業的農家194戸(24.6%)に分けられる。

主業農家は、農業所得が主で、65歳未満で農業従事60日以上のものである。準主業農家は、農外所得が主で、65歳未満で農業従事60日以上のものである。副業的農家は、65歳未満で農業従事60日以上のものである。自給的農家と副業的農家を合わせると64.2%を占める。

本市の農家は、主として農外所得に依存しているものが多く、農業に重点を置いているものは少ないことが分かる。

表 1 2 は、農業センサス（農林業センサスを含む）により専兼業別の農家数の推移を示したものである。

総農家数は、1985 年の 1,079 戸から 2005 年の 790 戸に、20 年間で 26%減少している。なかでも販売農家の減少が著しく、とくに兼業農家の減少が著しいが、自給的農家は逆に増加している。

その結果、構成比では、販売農家は 79.1%から 60.4%に減少し、自給的農家は 20.9%から 39.6%に増加している。照査期間全体を通し専業農家と第 1 種兼業農家の合計が概ね 20%を占め、第 2 種兼業農家と自給的農家の合計が概ね 80%を占めている。

表 1-2 専兼業別農家戸数の推移 (単位 戸、%)

	総農家数	販売農家	専業農家	第 1 種兼業農家	第 2 種兼業農家	自給的農家
1985 年	1,079	853	107	178	568	226
1990 年	1,007	765	109	138	518	242
1995 年	928	690	98	95	497	238
2000 年	827	589	90	80	419	238
2005 年	790	477	103	55	319	313
1985 年	100.0	79.1	9.9	16.5	52.6	20.9
1990 年	100.0	76.0	10.8	13.7	51.4	24.0
1995 年	100.0	74.4	10.6	10.2	53.6	25.6
2000 年	100.0	71.2	10.9	9.7	50.7	28.8
2005 年	100.0	60.4	13.0	7.0	40.4	39.6

資料 農業センサス

2) 農家の経営規模別構造

- ・ 経営耕地面積が 2ha 以下すべての階層で農家数の減少が見られ、1ha 未満の割合が圧倒的に多い。
- ・ 販売金額 100 万円未満の割合が大きく、販売金額 500 万円以上の農家は 10%ほどに過ぎない。
- ・ 農業だけで生活できる所得を確保している農家戸数は非常に少ない。

表 1 3 は、販売農家について本市の経営耕地規模別農家数の推移を示したものである。

販売農家数は、1985 年の 853 戸から 2005 年の 477 戸に、20 年間で 44%減少している。経営耕地面積が 2ha 以下のすべての階層で農家数の減少がみられる。

構成比でみると、1985 年には 1.0ha 未満 75.8%、1.0~2.0ha22.0%、2.0ha 以上 2.3%で、1.0ha 未満の割合が大きい。2005 年には 1.0ha 未満 72.5%、1.0~2.0ha22.8%、2.0ha 以上 4.6%で、構成の大きな変化はみられない。2ha 以上の割合がやや増加しているが、依

然として 1ha 未満の割合が圧倒的に大きいことには変わらない。

表 1-3 経営耕地規模別農家数の推移 (単位 戸、%)

	総農家数	販売 農家	例外 規定	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 2.5ha	2.5～ 3.0ha	3.0ha 以上	自給的 農家
1985年	1,079	853	33	256	357	145	43	13	3	3	226
1990年	1,007	765	27	240	316	119	43	11	5	4	242
1995年	928	690	25	210	373	121	40	14	4	3	238
2000年	827	589	30	161	232	107	32	13	5	9	238
2005年	790	477	22	135	189	76	33	15	0	7	313
1985年	100.0	79.1	3.1	23.7	33.1	13.4	4.0	1.2	0.3	0.3	20.9
1990年	100.0	76.0	2.7	23.8	31.4	11.8	4.3	1.1	0.5	0.4	24.0
1995年	100.0	74.4	2.7	22.6	40.2	13.0	4.3	1.5	0.4	0.3	25.6
2000年	100.0	71.2	3.6	19.5	28.1	12.9	3.9	1.6	0.6	1.1	28.8
2005年	100.0	60.4	2.8	17.1	23.9	9.6	4.2	1.9	0.0	0.9	39.6

資料 農業センサス

表 1 4 は、販売農家について本市の農産物販売金額規模別農家数の推移を示したものである。

貨幣価値の変化を無視した時系列比較を含むが、たまたま長期の不況期と重なるため物価の上昇が抑制されたので、時系列比較も許容される。構成比で見ると、1990 年には 100 万円未満 52.7%、100～500 万円 37.0%、500 万円以上 10.3%で、100 万円未満の割合が大きい。

2005 年には 100 万円未満 49.5%、100～500 万円 39.5%、500 万円以上 11.0%で、100 万円未満の割合が依然として大きい。構成比はほとんど変わっていないことが分かる。

販売金額 500 万円以上の農家は 10%前後に過ぎない。

販売金額 500 万円以上の農家は、経営費用を考慮すれば、所得額 200～300 万円以上の農家に相当すると考えられる。

農業だけで生活できる所得を確保している農家戸数は非常に少ないことが分かる。

表 1-4 農産物販売金額別農家戸数の推移（販売農家）（単位 戸、％）

	1990年	1995年	2000年	2005年	1990年	1995年	2000年	2005年
販売農家	765	690	589	477	100.0	100.0	100.0	100.0
販売なし	57	57	29	56	7.5	8.3	4.9	11.7
50万円未満	189	146	153	91	24.7	21.2	26.0	19.1
50～100万円	157	139	115	89	20.5	20.1	19.5	18.7
100～200万円	140	92	96	81	18.3	13.3	16.3	17.0
200～300万円	72	72	58	47	9.4	10.4	9.8	9.9
300～500万円	71	89	63	60	9.3	12.9	10.7	12.6
500～700万円	40	43	36	23	5.2	6.2	6.1	4.8
700～1000万円	27	32	23	14	3.5	4.6	3.9	2.9
1000～1500万円	9	13	11	10	1.2	1.9	1.9	2.1
1500～2000万円	2	2	3	4	0.3	0.3	0.5	0.8
2000～3000万円	1	1	1	2	0.1	0.1	0.2	0.4
3000万円以上	0	4	1	0	0.0	0.6	0.2	0.0

資料 農業センサス

3) 農家の経営形態別構造

- ・ 農産物販売農家の現状は、単一経営のものが多く露地野菜が最も多い。
- ・ 露地野菜は本市の農業の中心的な部門。

表 1 5 は、農産物販売農家（販売農家のうち実際に農産物を販売した農家）について、本市の経営形態別農家数を示したものである。

農産物販売農家は、単一経営、準単一複合経営、複合経営に大別される。単一経営は農産物販売収入 1 位の部門の販売金額が総販売金額の 80%以上を占める農家であり、準単一複合経営は 60%以上 80%未満の農家である。複合経営はそれ以外の農家である。

1985 年には農産物販売農家は 802 戸であり、その内訳は単一経営 435 戸（54.2%）、準単一複合経営 336 戸（41.9%）、複合経営 31 戸（3.9%）で、単一経営の割合が最も多く、次いで準単一複合経営が多い。

単一経営の中では、露地野菜 350 戸（43.6%）が最も多く、次いで稲作 66 戸（8.2%）の順である。準単一経営の中では、露地野菜 245 戸（30.5%）が最も多く、次いで稲作プラス露地野菜 74 戸（9.2%）の順である。

本市の農業では露地野菜が重要な地位を占めていたことが分る。

2005 年には農産物販売農家は 422 戸となり、単一経営 266 戸（63.0%）、準単一複合経営 137 戸（32.5%）、複合経営 19 戸（4.5%）である。

農産物販売農家数は大幅に減少し、単一経営、準単一複合経営、複合経営の数もすべて

減少しているが、単一経営の割合は、約 63%となっており、単一経営の割合が大きい。

単一経営の中では、露地野菜 179 戸（42.4%）が最も多く、次いで稲作 62 戸（14.7%）の順である。準単一複合経営の中では、露地野菜 82 戸（19.4%）が最も多く、次いで稲作プラス露地野菜 36 戸（8.5%）の順である。

20 年を経た今日も露地野菜は本市の農業の中心的な部門となっている。

表 1-5 経営形態別農家戸数の推移 (単位 戸、%)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
総農家数	1,079	1,007	928	827	790					
販売農家	853	765	690	589	477					
農産物販売	802	708	633	560	422	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単一経営	435	468	417	361	266	54.2	66.1	65.9	64.5	63.0
稲作	66	71	78	68	62	8.2	10.0	12.3	12.1	14.7
雑穀・いも・豆類	1	2	3	4	1	0.1	0.3	0.5	0.7	0.2
露地野菜	350	372	313	266	179	43.6	52.5	49.4	47.5	42.4
施設野菜	1	1	2	1	5	0.1	0.1	0.3	0.2	1.2
果樹	6	13	17	16	14	0.7	1.8	2.7	2.9	3.3
花卉	0	0	3	4	4	0.0	0.0	0.5	0.7	0.9
その他の作物	6	6	1	2	1	0.7	0.8	0.2	0.4	0.2
畜産	5	3	0	0		0.6	0.4	0.0	0.0	0.0
準単一複合経営	336	212	193	160	137	41.9	29.9	30.5	28.6	32.5
稲作+露地野菜	74	55	41	31	36	9.2	7.8	6.5	5.5	8.5
稲作+いも類	1	1	1	0	2	0.1	0.1	0.2	0.0	0.5
露地野菜	245	146	136	107	82	30.5	20.6	21.5	19.1	19.4
施設野菜	5	5	7	6	9	0.6	0.7	1.1	1.1	2.1
果樹類	7	5	2	8	3	0.9	0.7	0.3	1.4	0.7
花卉・花木	0	0	0	6	2	0.0	0.0	0.0	1.1	0.5
その他の作物	4	0	6	2	3	0.5	0.0	0.9	0.4	0.7
複合経営	31	28	23	39	19	3.9	4.0	3.6	7.0	4.5

資料 農業センサス

3. 農業労働力の構造

- ・ 農業従事者数はこの15年で665人減少し、農家人口も1,752人減少している。
- ・ 販売農家1戸当たりの人口平均は、1990年5.04人から2005年4.40人に減少。反面、農業従事者数は、1990年の2.70人から2005年の2.93人に増加している。
- ・ 1戸当たりの農業就業者数は、1990年の1.96人から2005年の2.15人に増加している。
- ・ 家族の中に農業従事者や農業就農者を多く抱えている農家だけが販売農家として存続できた。
- ・ 農業労働力の高齢化が進み、60～74歳層および75歳以上層の割合が基幹的農業従事者で71%にもなり、農業に従事する程度が高いほど高年齢の割合が高い。この傾向は、本市特有ではない。
- ・ 本市は、東葛飾地域にあって、青壮年層の他産業就業が多く、高年齢層の農業労働力の比重が高くなっている。

表1-6は、農業センサスにより、農業労働力の推移について示したものである。

農家人口は、原則として住居と生計をともにしている農家の世帯員数である。

農業従事者は、15歳以上の世帯員のうち、過去1年間に自家農業に従事したことのある者である。農業就業者は、農業従事者のうち、過去1年間に主として農業に従事した者である。すなわち、農業のみに従事した世帯員および農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員である。

基幹的農業従事者は、農業就業者のうち、過去1年間の通常の状態が仕事に従事していた者である。

本市の販売農家についてみると、農家数の減少に伴って、農業従事者数は1990年の2,064人から2005年の1,399人に減少し、農業就業者数は1990年の1,499人から2005年の1,025人に減少している。

また、15歳以上の農家人口も1990年の3,852人から2005年の2,100人に減少している。

販売農家1戸当たり平均でみると、15歳以上の農家人口は、1990年の5.04人から、2005年には4.40人に減少している。ところが、農業従事者数は、1990年の2.70人から、2005年には2.93人に増加している。

農業就業者数は、1990年の1.96人から、2005年には2.15人に増加している。その結果、農家の農業従事者率は1990年の53.6%から2005年の66.6%に上昇し、農業就業者率は1990年の38.9%から2005年の48.8%に上昇している。

逆説的にいうと、農家人口が急激な減少傾向にあるの中で、農業従事者にも減少傾向が

見られるが、減少率は農家人口に比べ鈍化している。このことは、家族の中に農業従事者や農業就業者を多く抱えている農家だけが販売農家として存続できたともいえる。

千葉県全体と比べると、本市の農業従事者率はやや低く、農業就業者率はやや高い。

表 1-6 農業労働力の推移（販売農家）（単位 人、％）

	農家人口	農業従事者	農業就業者	農業従事者率	農業就業者率
流山市					
1990年	3,852	2,064	1,499	53.6	38.9
1995年	3,340	1,933	1,341	57.9	40.1
2000年	2,768	1,846	1,257	66.7	45.4
2005年	2,100	1,399	1,025	66.6	48.8
千葉県					
1990年	395,852	269,458	166,218	68.1	42.0
1995年	357,042	238,055	144,460	66.7	40.5
2000年	307,990	218,960	135,654	71.1	44.0
2005年	253,299	181,300	118,614	71.6	46.8

資料 農業センサス

表1-7は、2005年の男女別、年齢階層別に農業労働力の状況を示したものである。

本市では、農業労働力の高齢化が進み、60～74歳層および75歳以上層の割合が、農業従事者で52%、農業就業者で66%、基幹的農業従事者で71%であり、農業に従事する程度が高い者ほど高年齢者の割合が高い傾向がみられる。

この傾向は、本市に特有なものではなく、東葛飾地域や千葉県全体についてもみられるが、本市においては県全体と比較しても割合が高い結果となっている。

本市は、東葛飾地域にあって、青壮年層の他産業就業が多く、高年齢層の農業労働力の比重が高くなっていると推察される。

表1-7 男女別年齢別農業労働力 (単位 人、%)

		農業従事者			農業就業者			基幹的農業従事者		
		男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
流山市	合計	716	683	1,399	430	595	1,025	371	441	812
(実数)	15～39歳	104	75	179	36	48	84	21	12	33
	40～59歳	269	220	489	87	176	263	84	120	204
	60～74歳	217	237	454	188	221	409	179	196	375
	75歳以上	126	151	277	119	150	269	87	113	200
流山市	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(構成比)	15～39歳	14.5	11.0	12.8	8.4	8.1	8.2	5.7	2.7	4.1
	40～59歳	37.6	32.2	35.0	20.2	29.6	25.7	22.6	27.2	25.1
	60～74歳	30.3	34.7	32.5	43.7	37.1	39.9	48.2	44.4	46.2
	75歳以上	17.6	22.1	19.8	27.7	25.2	26.2	23.5	25.6	24.6
東葛飾地域	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(構成比)	15～39歳	18.0	12.1	15.2	13.6	9.8	11.6	12.0	5.2	8.6
	40～59歳	39.2	37.6	38.4	30.5	33.9	32.3	33.9	36.5	35.2
	60～74歳	29.4	33.5	31.3	37.4	37.3	37.3	39.1	42.6	40.8
	75歳以上	13.5	16.7	15.0	18.5	19.1	18.8	15.1	15.7	15.4
千葉県	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(構成比)	15～39歳	17.2	11.3	14.5	10.5	7.6	9.0	7.9	4.2	6.1
	40～59歳	39.4	36.8	38.2	23.4	27.7	25.7	27.5	31.1	29.2
	60～74歳	29.4	35.4	32.1	42.2	43.1	42.7	45.3	47.8	46.5
	75歳以上	14.0	16.5	15.1	23.9	21.6	22.6	19.4	16.9	18.2

資料 2005年農林業センサス

4. 耕地面積と作付面積の推移

- ・ 耕地面積は、19年間に749haから、613haとなり、18.2%減少。その中では、水田は398haから206haに、48.2%減少、反面普通畑は341haから386haに13.2%増加し、樹園地は7haから3倍の21haに増加したが、面積は少ない。
- ・ 耕地の畑作化が急速に進んだ。
- ・ 作付延べ面積は759haで、内訳は野菜529ha、稲185ha、その他45haで耕地利用率は123.8%。
- ・ 作付延べ面積は、19年間で27.0%減少し、耕地面積も減少した。
- ・ 耕地利用率は、138.8%から123.8%に低下したが、千葉県あるいは東葛飾地域よりも高い水準にある。要因は、多毛作の可能な野菜の作付面積が多いため。
- ・ 作付野菜内訳は、野菜の延べ作付面積539haで作付面積の多い野菜は、ねぎ141ha(26.2%)ほうれんそう115ha(21.3%)えだまめ75ha(13.9%)かぶ54ha(10.0%)等である。
- ・ 露地野菜栽培で集約的な土地利用を実現し、現在は総体的に高い耕地利用率を維持している。

表1-8は、農林水産省の耕地及び作付面積調査によって本市の田畑別耕地面積の推移を示したものである。

1985年の耕地面積は749haであったが、2004年には613haとなり、19年間に18.2%減少している。その内訳をみると、水田は398haから206haになり、48.2%減少している。逆に普通畑は341haから386haに13.2%増加している。樹園地は7haから3倍の21haに増加しているが、もともと面積が少ない。1985年には水田率は53.1%であったが、2004年には33.6%に下落し、畑地率が上昇した。耕地面積の減少が水田面積の減少によってもたらされ、耕地の畑地化が急速に進んだことが分かる。

表 1-8 流山市の耕地面積の推移 (単位 ha、%)

	耕地面積	田	畑			
				普通畑	樹園地	牧草地
1985 年	749	398	351	341	7	3
1990 年	717	377	340	328	11	1
1995 年	699	354	345	332	12	1
2000 年	698	313	385	368	17	0
2004 年	613	206	407	386	21	0
1985 年	100.0	53.1	46.9	45.5	0.9	0.4
1990 年	100.0	52.6	47.4	45.7	1.5	0.1
1995 年	100.0	50.6	49.4	47.5	1.7	0.1
2000 年	100.0	44.8	55.2	52.7	2.4	0.0
2004 年	100.0	33.6	66.4	63.0	3.4	0.0

資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

表 1 9 は、農林水産省の耕地及び作付面積調査によって本市の耕地利用の推移を示したものである。

1985 年の作付延べ面積は 1,040ha で、内訳は野菜 651ha(62.6%)、稲 336ha(32.3%)、その他 53ha (5.1%) である。耕地利用率は 138.9%であり、千葉県 の 105.4%と比べて著しく高く、東葛飾地域の 132.7%と比べても高い。

2004 年の作付延べ面積は 759ha で、内訳は野菜 529ha (69.7%)、稲 185ha (24.4%)、その他 45ha (5.9%) となるが、耕地利用率は 123.8%であり、千葉県 の 94.8%あるいは東葛飾地域の 113.1%と比べてかなり高い。

作付延べ面積は 19 年間で 27.0%減少し、耕地面積も 18.2%減少したため、耕地利用率も 138.9%から 123.8%に低下したが、千葉県あるいは東葛飾地域よりも高い水準にあるのは、これは多毛作の可能な野菜の作付面積が多いためである。構成比でみると、野菜の割合がやや増え、稲の割合が減っている

表1-9 作物別作付面積の推移（1985年と2004年の比較）（単位 ha、%）

	流山市		東葛飾地区		千葉県	
	1985年	2004年	1985年	2004年	1985年	2004年
耕地面積	749	613	11,000	10,700	151,700	134,500
耕地利用率	138.9	123.8	132.7	113.1	105.4	94.8
作付延べ面積	1,040	759	14,600	12,100	159,900	127,500
稲	336	185	4,240	3,450	76,000	63,100
麦類	1		125	250	2,200	953
かんしょ	10	5	163	62	7,440	5,430
雑穀		1	0	9	8	28
豆類	6	5	174	113	15,100	8,110
果樹	16	35	939	1,090	4,330	3,520
野菜	651	529	8,170	6,650	41,800	35,200
工芸農産物			12	3	1,170	693
飼肥料作物	1	2	454	227	8,290	4,410
その他の作物	14	12	335	243	3,675	6,110
作付延べ面積	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
稲	32.3	24.4	29.0	28.5	47.5	49.5
麦類	0.1	0.0	0.9	2.1	1.4	0.7
かんしょ	1.0	0.7	1.1	0.5	4.7	4.3
雑穀	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
豆類	0.6	0.7	1.2	0.9	9.4	6.4
果樹	1.5	4.6	6.4	9.0	2.7	2.8
野菜	62.6	69.7	56.0	55.0	26.1	27.6
工芸農産物	0.0	0.0	0.1	0.0	0.7	0.5
飼肥料作物	0.1	0.3	3.1	1.9	5.2	3.5
その他の作物	1.3	1.6	2.3	2.0	2.3	4.8
作付延べ面積	100.0	73.0	100.0	82.9	100.0	79.7
稲	100.0	55.1	100.0	81.4	100.0	83.0
果樹	100.0	218.8	100.0	116.1	100.0	81.3
野菜	100.0	81.3	100.0	81.4	100.0	84.2

資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

表1 10は、2003年について作付野菜の内訳を示したものである。

野菜の延べ作付面積は539haで、作付面積の多い野菜は、ねぎ141ha(26.2%)、ほうれんそう115ha(21.3%)、えだまめ75ha(13.9%)、かぶ54ha(10.0%)、さといも20ha(3.7%)、だいこん17ha(3.2%)、キャベツ10ha(1.9%)、ばれいしょ、にんじん、きゅうり、トマト、なす等である。

本市でも一部に耕作放棄地が点在しているが、露地野菜栽培により集約的な土地利用を実現し、現在のところ総体的に高い耕地利用率を維持している。

表1-10 流山市の品目別野菜の作付面積及び収穫量(2003年)(単位ha、kg、t)

	作付面積	10aあたり収量	収穫量	出荷量
きゅうり	7	5,500	385	339
トマト	7	6,840	479	441
なす	7	3,770	264	184
キャベツ	10	5,090	509	449
はくさい	5	4,500	225	170
ねぎ	141	2,730	3,840	3,620
だいこん	17	5,280	897	764
にんじん	7	3,430	240	217
ごぼう	1	2,350	24	10
レタス	2	2,450	49	45
ほうれんそう	115	1,910	2,190	2,150
かぶ	54	4,080	2,210	2,090
さといも	20	1,350	270	182
スイートコーン	6	950	57	39
えだまめ	75	930	698	661
ばれいしょ	9	2,280	205	109
その他の野菜	56			

資料 農林水産省「青果物出荷統計」

5 . 四大野菜の生産の推移

・本市の農業は、野菜を中心に展開し、その中でも主要品目は、ほうれんそう、ねぎ、えだまめ、かぶである。

ほうれんそう

- ・作付面積は僅かに減少しているが、収量は若干増加し、収穫量 2,000 t / 年の水準を維持しており、東葛飾地域の収穫量の 9.4%を占めている。
- ・千葉県や東葛飾地域と比べて本市の、ほうれんそうの作付け農家率は高く流山市 66%、東葛飾地域 47%、千葉県 13%となっている。

ねぎ

- ・作付面積は、144 h a であるが、この 19 年間で 24 h a の増加が見られる。
- ・収量は、3,312 k g / 10 a から 2,772 k g / 10 a に減少、総収穫量は 4,000 t 弱の水準にとどまっているが、東葛飾地域の 11.4%を占める。
- ・作付面積 30 a 未満の小規模作付け農家の割合が高い。
- ・作付け農家率は、流山市 64%で、ねぎ作付け農家率は東葛飾地域でも高い。

えだまめ

- ・収穫作業に労力を要するため、作付面積は大幅に減少するとともに、年間収量も減少している。しかし、東葛飾地域の収穫量の 11.8%を占めている。

かぶ

- ・作付面積は僅かに減少している。収量は若干増加しているが年間収穫量 2,250 t の水準に留まっている。収穫量は東葛飾地域の 6.5%を占めている。

本市の農業は野菜を中心として展開されている。表 1 - 11 は、本市の主要な品目の、ほうれんそう、ねぎ、えだまめ、かぶの作付面積、10 a 当たり収量、収穫量等の推移を農林水産省の青果物出荷統計により示したものである。また、表 1 - 12 はほうれんそうの作付規模別農家数を、表 1 - 13 はねぎの作付規模別農家数を示したものである。

ほうれんそうは、鉄・カリウム・ビタミンを多く含み、豊富な葉緑素がコレステロール値を下げる働きがあるといわれ、栄養豊富な健康野菜である。生育適温は、15 ~ 20 で、耐寒性が強く、零下 10 にも耐える。酸性土壌を嫌い、有機質に富む、排水の良い耕土の深い土壌が適する。栽培期間は、60 日から 90 日で短い。本市の作付面積は 1985 ~ 1989 年の 121ha から 2000 ~ 2004 年の 113ha へ僅かに減少しているが、10a 当たりの収量は

1,752kg から 1,848kg に増加し、収穫量 2,000 t の水準を維持している。2000～2004 年の収穫量は、東葛飾地域の収穫量の 9.4% を占めている。

ほうれんそう作付面積 30 a 未満農家の割合が、千葉県 88%、流山市 86%、東葛飾地域 78% の順となっており、千葉県や東葛飾地域と比べて本市では小規模作付農家の割合が高い。ほうれんそう作付農家率は、流山市 66%、東葛飾地域 47%、千葉県 13%、の順となっており、千葉県や東葛飾地域と比べて本市の作付農家率は高い。

本市ではほうれんそうを作付けする農家の割合が大きいのは、小規模作付農家にまで作付けが及んでいるためである。流山市の 10 a 当たりの収量 1,848kg が、東葛飾地域の 1,913kg と比べて若干低いのも、小規模作付農家の比重が高いためと考えられる。本市は、ほうれんそうへの特化の程度がそれだけ高いことを示している。

表 1-11 流山市の主要野菜の作付面積及び収穫量の推移（単位 ha、kg、t）

		流山市			東葛飾地区		
		作付面積	10aあたり収量	収穫量	作付面積	10aあたり収量	収穫量
ほうれんそう	1985～89年	121	1,752	2,116	1,224	1,808	22,140
	1990～94年	113	1,774	2,002	1,188	1,836	21,780
	1995～99年	110	1,810	1,998	1,170	1,840	21,520
	2000～04年	113	1,848	2,078	1,165	1,913	22,200
ねぎ	1985～89年	120	3,312	3,960	1,388	3,234	44,940
	1990～94年	108	3,312	3,572	1,218	3,176	38,740
	1995～99年	136	3,038	4,102	1,242	3,088	38,300
	2000～04年	144	2,772	3,990	1,228	2,860	35,025
えだまめ	1985～89年	101	1,054	1,065	679	1,044	7,132
	1990～94年	83	887	733	588	884	5,202
	1995～99年	78	890	694	600	896	5,376
	2000～04年	73	908	659	616	906	5,578
かぶ	1985～89年	60	4,004	2,412	795	4,284	34,060
	1990～94年	57	3,948	2,236	784	4,224	33,120
	1995～99年	55	4,092	2,252	775	4,332	33,600
	2000～04年	53	4,196	2,252	775	4,488	34,725

資料 農林水産省「青果物出荷統計」

表 1-12 ほうれんそう作付規模別農家数（販売農家）（単位 戸、%）

	流山市	東葛飾地域	千葉県	流山市	東葛飾地域	千葉県
作付農家率				66.2	46.6	12.9
合計	316	2,945	8,210	100.0	100.0	100.0
10a 未満	137	1,113	5,171	43.4	37.8	63.0
10～30a	134	1,199	2,054	42.4	40.7	25.0
30～50a	34	399	586	10.8	13.5	7.1
50～100a	10	201	301	3.2	6.8	3.7
100a 以上	1	33	98	0.3	1.1	1.2

資料 2005年農林業センサス

ねぎは冷涼な気候を好み、生育適温は15～20℃であるが、高温や低温にも強い。栽培期間は1～2年と長い。健苗を用いれば、その後の管理は比較的容易であり、栽培し易い野菜の一つである。本市の作付面積は1985～1989年の120haから2000～2004年の144haへ若干の増加が見られるが、10aあたり収量は3,312kgから2,772kgに減少し、収穫量4,000t弱の水準にとどまっている。2000～2004年の収穫量は、東葛飾地域の収穫量の11.4%を占めている。

ねぎ作付面積30a未満農家の割合が、流山市82%、千葉県81%、東葛飾地域76%の順となっており、東葛飾地域と比べて本市では小規模作付農家の割合が高い。ねぎ作付農家率は、流山市64%、東葛飾地域43%、千葉県15%の順となっており、東葛飾地域と比べて流山市のねぎ作付農家率は高い。作付けする農家率の高いのは、小規模作付農家にまでねぎの作付けが及んでいるためである。流山市の10aあたり収量2,772kgが、東葛飾地域の2,860kgと比べて若干低いのも、小規模作付農家の比重が高いためと考えられる。本市は、ほうれんそうとともに、ねぎへの特化の程度も、それだけ高いことを示している。

表 1-13 ねぎ作付規模別農家数（販売農家）（単位 戸、%）

	流山市	東葛飾地域	千葉県	流山市	東葛飾地域	千葉県
作付農家率				63.9	42.5	14.8
合計	305	2,683	9,437	100.0	100.0	100.0
10a 未満	149	1,165	5,719	48.9	43.4	60.6
10～30a	102	881	1,973	33.4	32.8	20.9
30～50a	27	340	835	8.9	12.7	8.8
50～100a	21	254	736	6.9	9.5	7.8
100a 以上	6	43	174	2.0	1.6	1.8

資料 2005年農林業センサス

えだまめは大豆の若豆を利用するもので、栄養が豊富であり、ビールのつまみとしても需要が多い野菜である。鮮度・風味が重視されるため、都市近郊で多く栽培される。

しかし、収穫作業に多くの労力を要するため、本市の作付面積は1985～1989年の101haから2000～2004年の73haへ大幅に減少し、10aあたり収量も1,054kgから908kgに減少、収穫量は660tの水準に減少している。

2000～2004年の収穫量は、まだ東葛飾地域の収穫量の11.8%を占めている。

かぶは栽培起源の最も古い野菜の一つである。生育適温は15～20℃で低温には強いが、高温には弱い。本市の作付面積は1985～1989年の60haから2000～2004年の53haへ僅かに減少しているが、10aあたり収量は4,004kgから4,196kgに増加し、収穫量2,250tの水準にとどまっている。

2000～2004年の収穫量は、東葛飾地域の収穫量の6.5%を占めている。

6. 地区別農業構造の特質

本市は、流山地区（旧流山町）、八木地区（旧八木村）、新川地区（旧新川村）の3地区からなり、35農業集落（農業センサスによる集落名で、昭和24年当時の集落名で調査しているもの）が属している。表1-14は、集落別農家数の推移を示したものである。表1-15は、集落別販売農家率の推移を示したものである。表1-16は、集落別農家1戸当たり経営耕地面積を示したものである。いずれも農業センサス（各年）による。

表1-14 集落別農家数の推移 (単位 戸)

	総農家				販売農家				自給的農家				総農家(指数)			
	1990年	1995年	2000年	2005年	1990年	1995年	2000年	2005年	1990年	1995年	2000年	2005年	1990年	1995年	2000年	2005年
流山市	1,007	928	827	790	765	690	589	477	242	238	238	313	100.0	92.2	82.1	78.5
流山	169	150	123	118	124	109	86	65	45	41	37	53	100.0	88.8	72.8	69.8
木	43	43	39	34	40	43	33	27	3	0	6	7	100.0	100.0	90.7	79.1
三輪野山	28	25	21	22	25	19	16	10	3	6	5	12	100.0	89.3	75.0	78.6
加台	22	18	15	15	14	15	11	10	8	3	4	5	100.0	81.8	68.2	68.2
西平井	26	24	23	22	19	16	14	10	7	8	9	12	100.0	92.3	88.5	84.6
鱒ヶ崎	43	38	24	24	23	16	11	7	20	22	13	17	100.0	88.4	55.8	55.8
馬場(注)	7	2	1	1	3	0	1	1	4	2	0	0	100.0	28.6	14.3	14.3
八木	358	338	305	296	261	234	204	177	97	104	101	119	100.0	94.4	85.2	82.7
名都借	39	39	37	35	36	27	25	20	3	12	12	15	100.0	100.0	94.9	89.7
向小金新田	13	11	8	8	12	5	4	2	1	6	4	6	100.0	84.6	61.5	61.5
前ヶ崎	30	30	24	22	26	21	18	16	4	9	6	6	100.0	100.0	80.0	73.3
古間木、芝崎	24	21	19	19	23	16	16	13	1	5	3	6	100.0	87.5	79.2	79.2
中、思井	27	26	25	25	20	21	20	16	7	5	5	9	100.0	96.3	92.6	92.6
前平井、後平井	19	18	17	16	13	13	12	10	6	5	5	6	100.0	94.7	89.5	84.2
野々下	31	32	19	19	23	25	16	13	8	7	3	6	100.0	103.2	61.3	61.3
長崎	11	11	12	10	9	10	10	10	2	1	2	0	100.0	100.0	109.1	90.9
市野谷	44	39	42	42	28	25	23	26	16	14	19	16	100.0	88.6	95.5	95.5
駒木	37	34	30	30	27	29	23	21	10	5	7	9	100.0	91.9	81.1	81.1
駒木新田	27	24	26	27	14	13	14	13	13	11	12	14	100.0	88.9	96.3	100.0
青田新田	9	12	12	12	4	3	4	2	5	9	8	10	100.0	133.3	133.3	133.3
十太夫新田	25	24	22	19	14	16	14	10	11	8	8	9	100.0	96.0	88.0	76.0
初石、大畔新田	22	17	12	12	12	10	5	5	10	7	7	7	100.0	77.3	54.5	54.5
新川	480	440	399	376	380	347	299	235	100	93	100	141	100.0	91.7	83.1	78.3
深井、平方村新田	32	30	30	29	21	22	21	18	11	8	9	11	100.0	93.8	93.8	90.6
西深井	94	87	76	74	76	70	61	47	18	17	15	27	100.0	92.6	80.9	78.7
東深井第一	25	22	19	18	22	15	12	9	3	7	7	9	100.0	88.0	76.0	72.0
東深井第二	19	18	15	13	9	12	11	7	10	6	4	6	100.0	94.7	78.9	68.4
東深井第三	9	8	8	5	3	4	2	0	6	4	6	5	100.0	88.9	88.9	55.6
平方原新田	22	21	17	17	18	17	11	9	4	4	6	8	100.0	95.5	77.3	77.3
平方本郷	30	27	24	23	26	22	19	17	4	5	5	6	100.0	90.0	80.0	76.7
平方西	29	25	24	20	26	23	23	16	3	2	1	4	100.0	86.2	82.8	69.0
中野久木	30	30	29	27	29	27	24	22	1	3	5	5	100.0	100.0	96.7	90.0
北小屋	46	39	34	29	41	32	28	20	5	7	6	9	100.0	84.8	73.9	63.0
大畔	19	19	15	15	15	15	12	11	4	4	3	4	100.0	100.0	78.9	78.9
上新宿	20	20	20	20	13	15	10	6	7	5	10	14	100.0	100.0	100.0	100.0
南	29	26	22	22	26	22	21	17	3	4	1	5	100.0	89.7	75.9	75.9
三郷(注)	37	31	28	26	25	24	18	15	12	7	10	11	100.0	83.8	75.7	70.3
下花輪	39	37	38	38	30	27	26	21	9	10	12	17	100.0	94.9	97.4	97.4

資料 農業センサス

注 馬場は流山7・8丁目 三郷は、上貝塚・谷・桐ヶ谷を含む集落。

表 1-15

集落別販売農家率の推移

(単位 %)

	1990年	1995年	2000年	2005年
流山市	76.0	74.4	71.2	60.4
流山	73.4	72.7	69.9	55.1
木	93.0	100.0	84.6	79.4
三輪野山	89.3	76.0	76.2	45.5
加台	63.6	83.3	73.3	66.7
西平井	73.1	66.7	60.9	45.5
鱈ヶ崎	53.5	42.1	45.8	29.2
馬場(流山7・8丁目)	42.9	0.0	100.0	100.0
八木	72.9	69.2	66.9	59.8
名都借	92.3	69.2	67.6	57.1
向小金新田	92.3	45.5	50.0	25.0
前ヶ崎	86.7	70.0	75.0	72.7
古間木、芝崎	95.8	76.2	84.2	68.4
中、思井	74.1	80.8	80.0	64.0
前平井、後平井	68.4	72.2	70.6	62.5
野々下	74.2	78.1	84.2	68.4
長崎	81.8	90.9	83.3	100.0
市野谷	63.6	64.1	54.8	61.9
駒木	73.0	85.3	76.7	70.0
駒木新田	51.9	54.2	53.8	48.1
青田新田	44.4	25.0	33.3	16.7
十太夫新田	56.0	66.7	63.6	52.6
初石、大畔新田	54.5	58.8	41.7	41.7
新川	79.2	78.9	74.9	62.5
深井、平方村新田	65.6	73.3	70.0	62.1
西深井	80.9	80.5	80.3	63.5
東深井第一	88.0	68.2	63.2	50.0
東深井第二	47.4	66.7	73.3	53.8
東深井第三	33.3	50.0	25.0	0.0
平方原新田	81.8	81.0	64.7	52.9
平方本郷	86.7	81.5	79.2	73.9
平方西	89.7	92.0	95.8	80.0
中野久木	96.7	90.0	82.8	81.5
北小屋	89.1	82.1	82.4	69.0
大畔	78.9	78.9	80.0	73.3
上新宿	65.0	75.0	50.0	30.0
南	89.7	84.6	95.5	77.3
三郷(上貝塚・谷・桐ヶ谷)	67.6	77.4	64.3	57.7
下花輪	76.9	73.0	68.4	55.3

資料 農業センサス

表 1-16 集落別農家 1 戸当たり経営耕地面積 (単位 アール)

	1990年	2005年		
	総農家	総農家	販売農家	自給的農家
流山市	62	57	84	17
流山	50	46	70	17
木	92	74	88	19
三輪野山	43	32	54	14
加台	30	37	48	14
西平井	47	42	72	18
鱒ヶ崎	33	29	57	18
馬場(流山7・8丁目)		35	35	0
八木	61	57	83	17
名都借	85	67	101	21
向小金新田	45	37	98	16
前ヶ崎	79	69	88	18
古間木、芝崎	88	71	95	19
中、思井	68	98	144	16
前平井、後平井	49	44	60	17
野々下	59	55	73	17
長崎	64	80	80	0
市野谷	61	48	68	16
駒木	56	55	72	18
駒木新田	36	39	65	16
青田新田	29	21	51	15
十太夫新田	50	39	59	16
初石、大畔新田	38	44	82	17
新川	68	61	88	18
深井、平方村新田	48	53	74	20
西深井	66	53	74	17
東深井第一	61	40	63	18
東深井第二	43	50	74	21
東深井第三	23	17	0	17
平方原新田	53	44	68	17
平方本郷	68	66	83	17
平方西	92	93	112	20
中野久木	87	74	88	14
北小屋	64	62	80	22
大畔	61	63	81	13
上新宿	61	35	73	19
南	78	82	102	14
三郷(上貝塚・谷・桐ヶ谷)	74	84	131	19
下花輪	88	69	111	18

資料 農業センサス

流山地区

- ・ 6 農業集落からなる。主として旧市街地区域の周辺からなるため農地転用が急速に進み農家戸数、農地面積ともに急減した地域である。
- ・ T X 流山セントラルパーク駅周辺や西平井・鱈ヶ崎などでは現在土地区画整理事業が展開されている。地区内に残された生産緑地の指定を受けた農地を中心に農業が行われている。
- ・ 農家数は、1990 年の 169 戸から 2005 年には 118 戸に減少している。
- ・ 農家数の減少の鈍いのは、西平井、三輪野山だが、土地区画整理事業の進捗により減少傾向にある。

流山地区は、本市の南西部に位置し、木、三輪野山、加台、西平井、鱈ヶ崎、馬場の 6 農業集落からなる。主として旧市街地の周辺地域からなるため、農地転用が急速に進み、農家戸数、農地面積ともに急減した地域である。

南流山は土地区画整理事業が施行され、大部分が住宅地とされている。

地区の東側を中心として農業地域が残されていたが、T X 流山セントラルパーク駅周辺と西平井・鱈ヶ崎、三輪野山、木地区では現在土地区画整理事業が展開されている。地区内に残された、生産緑地の指定を受けた農地を中心とした農業が行われている。

流山地区の農家数は、1990 年の 169 戸から 2005 年の 118 戸に減少している。販売農家率（概ね 30 a 以上の農家の割合）も、73%から 55%に減少している。

農家 1 戸当たり経営耕地面積も、50 a から 46 a に減少している。

農家数の減少の鈍いのは、西平井、三輪野山である。農家数の減少の著しいのは、馬場、鱈ヶ崎、加台である。

販売農家率の高いのは、馬場、木、加台である。販売農家率の低いのは、鱈ヶ崎、三輪野山、西平井である。農家 1 戸当たり経営耕地面積の比較的大きいのは、木であるが土地区画整理事業の実施によって経営耕地面積は減少している。

農家 1 戸当たり経営耕地面積の小さいのは、鱈ヶ崎、三輪野山、馬場、加台、西平井である。

八木地区

- ・ 14 の農業集落からなる。
- ・ 最近までは、最も農地が残されていたが、T X の開通に伴い宅地化が急速に進みつつあるが、施設園芸農家や露地野菜農家が点在し、水田も残されている。
- ・ T X 流山セントラルパーク駅周辺や、同流山おおたかの森駅周辺で土地区画整理事業

が展開されている。

- ・ 農家数は 1990 年の 358 戸から 2005 年の 296 戸に減少している。
- ・ 農家数の減少が鈍いのは、青田新田、駒木新田、市野谷、中、思井などの 12 集落である。減少の著しいのは、初石、大畔新田、野々下、向小金新田である。

八木地区は、本市の南東部に位置し、名都借、向小金新田、前ヶ崎、古間木・芝崎、中・思井、前平井・後平井、野々下、長崎、市野谷、駒木、駒木新田、青田新田、十太夫新田、初石・大畔新田の 14 農業集落からなる。

最近までは農地も多く残されていたが、T X の開通に伴い、宅地化が急速に進みつつある地域である。J R 常磐線南側の向小金には観光果樹園が 2 か所ある。

国道 6 号線手前の前ヶ崎・名都借には、施設園芸農家や露地野菜農家が点在し、水田も残されている。古間木・芝崎では畑地が多く、露地野菜農家が点在するが、水田も残されている。古間木・芝崎、中・思井、前平井・後平井、野々下、市野谷、西初石では、T X 流山セントラルパーク駅周辺および T X 流山おおたかの森駅周辺で土地区画整理事業が展開されている。

区画整理地区では、生産緑地の指定農地を中心とした農業が行われることになる。

八木地区の農家数は、1990 年の 358 戸から 2005 年の 296 戸に減少している。販売農家率（概ね 30 a 以上の農家の割合）も、73% から 60% に減少している。農家 1 戸当たり経営耕地面積も、61 a から 57 a に減少している。

農家数の減少の鈍いのは、青田新田、駒木新田、市野谷、中・思井、長崎、名都借、前平井・後平井、駒木、古間木・芝崎である。農家数の減少の著しいのは、初石・大畔新田、野々下、向小金新田である。

販売農家率の高いのは、長崎、前ヶ崎、駒木、古間木・芝崎、野々下である。販売農家率の低いのは、青田新田、向小金新田、初石・大畔新田、駒木新田、十太夫新田である。

農家 1 戸当たり経営耕地面積の比較的大きいのは、中・思井、長崎、古間木・芝崎、前ヶ崎、名都借であるが中・思井、古間木・芝崎地区は、土地区画整理事業区域となっている。

農家 1 戸当たり経営耕地面積の小さいのは、青田新田、向小金新田、駒木新田、十太夫新田、前平井・後平井、初石・大畔新田、市野谷である。

新川地区

- ・ 15 農業集落からなる。
- ・ 比較的農家が残っている地域。江戸川沿いの水田と東側の畑地で農業が行われている。
- ・ 西深井に畑地が多く残されており、西深井から中野久木にかけて施設栽培農家が点在

する。

- ・ 下花輪、大畔、上貝塚、南には、ねぎ栽培農家が多い。
- ・ 農家数は1990年の480戸から2005年376戸に減少している。
- ・ 農家数の減少が鈍いのは、上新宿、下花輪、深井新田・平方村新田、中野久木、大畔、西深井である。

新川地区は、本市の北部に位置し、深井新田・平方村新田、西深井、東深井第一、東深井第二、東深井第三、平方原新田、平方本郷、平方西、中野久木、北小屋、大畔、上新宿、南、三郷、下花輪の15農業集落からなり、比較的多く農家が残っている地域である。

江戸川沿いの水田（新川耕地）と東側の畑地で農業が行われている。特に西深井には畑地が多く残されている。また、西深井から中野久木にかけては施設栽培農家が点在する。下花輪、大畔、上貝塚、南には、ねぎ栽培を主とする農家が多い。

新川地区の農家数は、1990年の480戸から2005年の376戸に減少している。販売農家率（概ね30a上の農家の割合）も、79%から63%に減少している。農家一戸当たり経営耕地面積も、68aから61aに減少している。

農家数の減少の鈍いのは、上新宿、下花輪、深井新田・平方村新田、中野久木、大畔、西深井である。農家数の減少の著しいのは、東深井第三、北小屋、東深井第二、平方西である。

販売農家率の高いのは、中野久木、平方西、南、平方本郷、大畔、北小屋である。販売農家率の低いのは、東深井第三、上新宿、東深井第一、平方原新田、東深井第二である。

農家一戸当たり経営耕地面積の比較的大きいのは、平方西、三郷、南、中野久木、下花輪、平方本郷である。農家一戸当たり経営耕地面積の小さいのは、東深井第三、上新宿、東深井第一、平方原新田である。

流山市農業の全体像

本市の農業を全体としてみれば、野菜に特化した都市型の農業であり、経営耕地規模も零細な農家が多く、これといった目立った特色があるわけではない。

しかし、地区別にあるいは集落別にみると、それぞれ特徴があり、独自の展開をしている。

また、自給的な家庭菜園的な農家は別として、農産物の販売を目的として営まれる主業農家あるいは準主業農家の農業は、個々別々にみれば、創意と工夫に満ちた悠久の営みであると考えられる。

第1節 市民の農業観

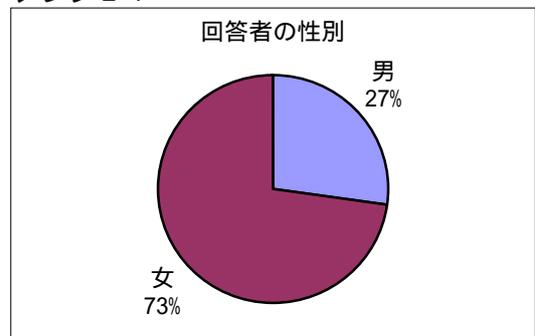
1. アンケート回答者の属性

- ・ 農業共進会々場や公民館等の人の集まる場所と機会を捉えてアンケートを実施し、回答者数は411件で性別は男27%、女73%である。
- ・ 年齢別には、56~65歳層(35%)が最も多く、次いで46~55歳層、66~75歳層の順となり、特に熟年層が農と食に関心が高く、農業に好感を持つ人々の回答が多い。

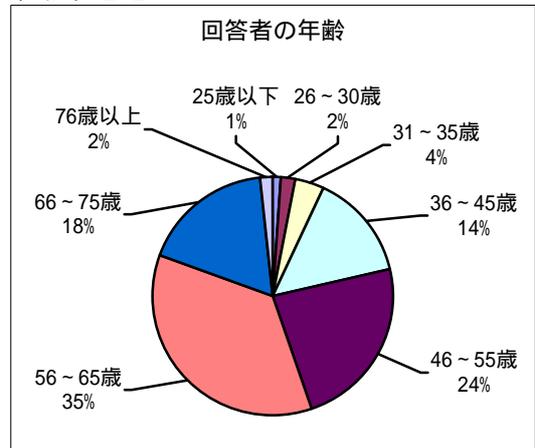
わが国の食料自給率は年々低下し、食料の自給率が問題とされるようになったが、近年カロリーベースでかろうじて40%を維持しているようである。また、食料の安全・安心とも関連して、地産地消運動も展開されている。さらに、自然的文化的環境の問題と関連して、農業の多面的機能が問題とされ、市民の農業に対する関心も高まってきているように思われる。そこで、一般の市民にアンケート調査を実施し、市民の意識や意向を検討することにした。

アンケートは、主として平成17年秋に、農業共進会々場や公民館等の人の集まる場所と機会を捉えてアンケートを実施し、回答してもらったものである。回収回答数は411件であるが、若干の不完全な回答も含まれる。回答者の属性についてみると、性別では、男27%、女73%で、女性の回答者が多い(グラフ2-1参照)。食に関心を持つのは、女性がより多いためと思われる。また、年齢別には、56~65歳層が35%と最も多く、次いで46~55歳層、66~75歳層の順となっている(グラフ2-2参照)。とくに熟年層が、農と食に関心を持っているように思われる。したがって、アンケートは、農と食に関心を持ち、農業に好感を持つ人々の回答に、多少なりとも偏っていることは否めないが、健全な市民の意向を代表していると

グラフ 2-1



グラフ 2-2



もいえよう。

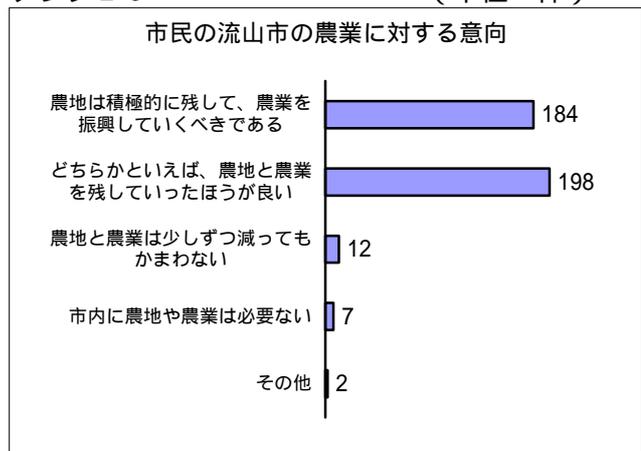
2. 市民の農業に対する意向

- ・ 農業は必要であると回答している者が 95%で、その理由は、食料生産の場として不可欠 39%、農地が癒しの空間となる 27%等である。
- ・ 食の安全・安心に対する関心は高く、安全性について、現状で十分とする回答は、1%以下である。
- ・ 安全を確保する方策は、有機農業や減農薬農業の推進、輸入農産物の残留農薬検査の強化、農薬・化学肥料の使用開示などが望まれている。
- ・ 農作業や農地管理に対する苦情は、農地からの土ぼこりの被害、農地管理が不十分なため雑草が繁茂し危険、農薬・肥料・野菜くずの悪臭で、農地管理を十分に行えば大部分は回避できる。

市民の流山市の農業に対する意向について見ると、農地を積極的に残し農業を振興する 46%、農地と農業をできれば残す 49%であり、両者を合わせて 95%が、流山市に農業は必要であると回答している。これに対し、市内に農地と農業は不要 2%、農地と農業の減少を容認する 3%で、農業を特に必要としないとする回答はわずか 5%に過ぎない(グラフ 2-3 参照)。

次に、流山市に農業を必要とする理由について見ると、食料生産の場として不可欠 39%、農地が癒しの空間となる 27%、農業空間は特に子供にとって動植物観察の場となる 18%となっている(グラフ 2-4 参照)。市民は市内の農業を食料供給の場であり、農業の多面的機能の発揮の場であると評価していることが分かる。

グラフ 2-3 (単位 件)



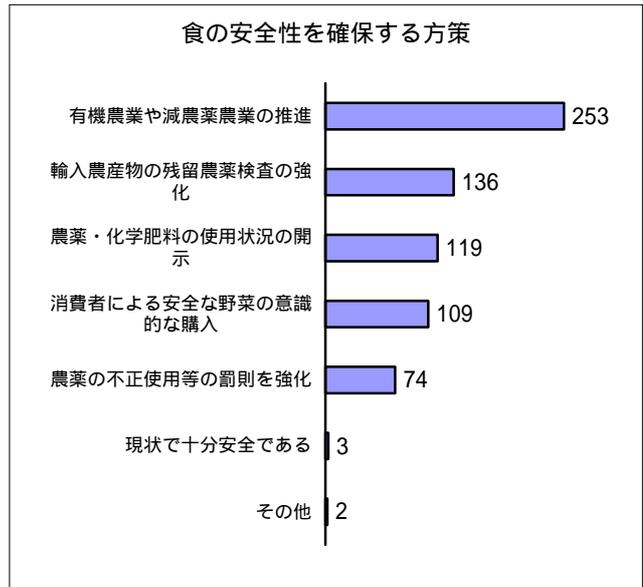
グラフ 2-4 (単位 件)



注) 2つまで選んで回答

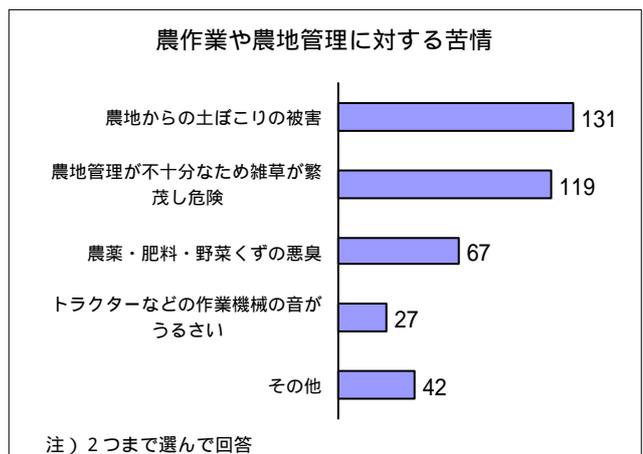
また、農業が食料供給の場であることと関連して、食の安全性について市民の意向を見ると、現状で十分安全とする回答はわずか1%以下であり、食の安全・安心に対する関心が高いことが分かる(グラフ2-5参照)。そして、食の安全性を確保する方策としては、有機農業や減農薬農業の推進36%、輸入農産物の残留農薬検査の強化20%、農薬・化学肥料の使用状況の開示17%、消費者による安全な野菜の意識的な購入16%を挙げている。安全・安心な地場農産物の供給が望まれている。

グラフ 2-5 (単位 件)



さらに、市民の農作業や農地管理に対する苦情について見ると、農地からの土ぼこりの被害34%、農地管理が不十分なため雑草が繁茂し危険31%、農薬・肥料・野菜くずの悪臭17%などがあり、農業の負の効用も感じていることが分かる(グラフ2-6参照)。ただし、どちらかといえば農地管理を十分に行えば回避できる苦情が多く、農家と市民のコミュニケーションが図られれば大部分は解決できる問題であると考えられる。

グラフ 2-6 (単位 件)



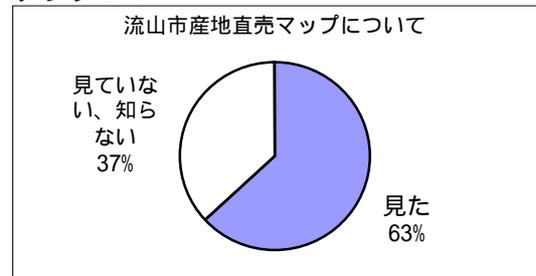
3. 農産物直売所についての意向

- ・本市では、農産物直売所の紹介として産地直売マップを作成し、市民に配布し、農産物の販路拡大に努めているが、マップを見たことのある人は63%で、産地直売に対する市民の関心は高く、この直売所で購入したことのある者は80%に達している。
- ・農産物直売所で購入の理由は、新鮮でおいしい47%、生産者が分かるので安心33%であり、購入理由は、价格的な要素は少ない。
- ・直売所の運営には、農業者と消費者のふれあいを大切にし、非价格的側面を重視していく必要がある。
- ・直売所は、消費者ニーズと合致しているところが多いので、今後とも注目に値する。

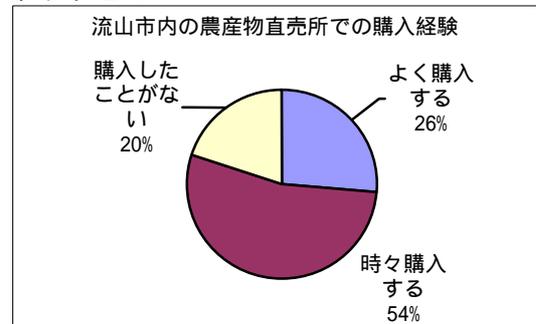
本市では農産物の産地直売マップを作成し、市民に配布し、農産物の販路拡大に努めている。このマップでは、直売所店舗のほかに青空市や農家の庭先販売を含めて38か所の直売場所が紹介されている。アンケートによれば、そのマップを見たことがある人63%、見たことがないあるいは知らない人37%であり、産地直売に対する市民の関心は低くないことが分かる(グラフ2-7参照)。また、市内の農産物直売所で、よく購入する人26%、時々購入する人54%で、農産物直売所での購入者は80%に達している(グラフ2-8参照)。

市内の農産物直売所で購入した理由について見ると、新鮮でおいしい47%、生産者が分かるので安心33%である(グラフ2-9参照)。主として、价格的要素ではなく、非价格的要素で農産物直売所が利用されているともいえる。言うまでもなく経済行為である以上、農産物直売所の運営には价格的な側面を無視することはできないが、農業者と消費者のふれあいを大切にし、非价格的側面を重視していく必要がある。

グラフ 2-7

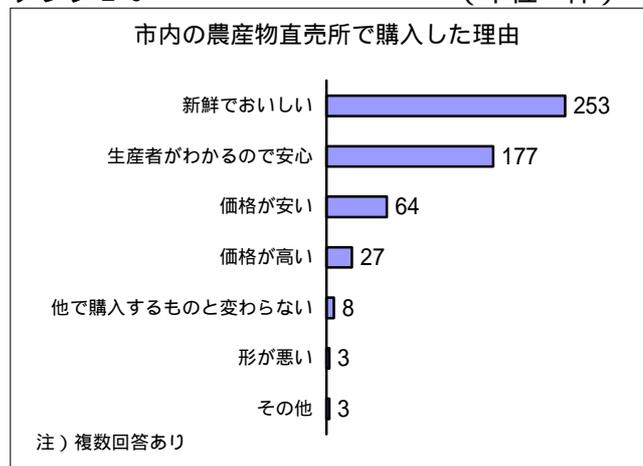


グラフ 2-8



グラフ 2-9

(単位 件)



消費者が一般に野菜を購入するときの選択基準を総合評価の構成比で示すと、鮮度が良い30%、安心できる産地23%、値段が安い16%、体に良い栄養素を含む14%、旬のもの14%となっている(表2-10参照)。この野菜選択基準は、農産物直売所を消費者が利用する理由とほぼ一致している。すなわち、農産物直売所は消費者のニーズに合致しているところが多いので、今後とも注目に値する販売経路といえる。

表 2-10 野菜を購入する時の選択基準 構成比 (単位 %))

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	総合評価
鮮度がよい	63.1	24.9	8.4	1.9	0.3	0.3	30.4
安心できる産地	24.4	32.8	17.5	9.4	9.4	3.1	22.5
値段が安い	5.3	17.0	24.6	21.2	25.6	8.1	15.5
体に良い栄養素を含む	2.8	11.5	22.8	33.1	20.0	9.5	13.9
旬のもの	4.0	12.0	23.8	23.7	18.8	11.2	13.5
大きさ・形がよい	0.3	1.5	2.9	10.5	25.9	58.3	3.9
その他	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	9.5	0.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 市民の農業政策に対する意向

- 市民の農政に対する要望としては、安全な農産物の安定供給 20%、農地を積極的に残すこと 16%、有機農法や減農薬農法 15%、荒れている農地の草刈励行 10%がある。

新川耕地について

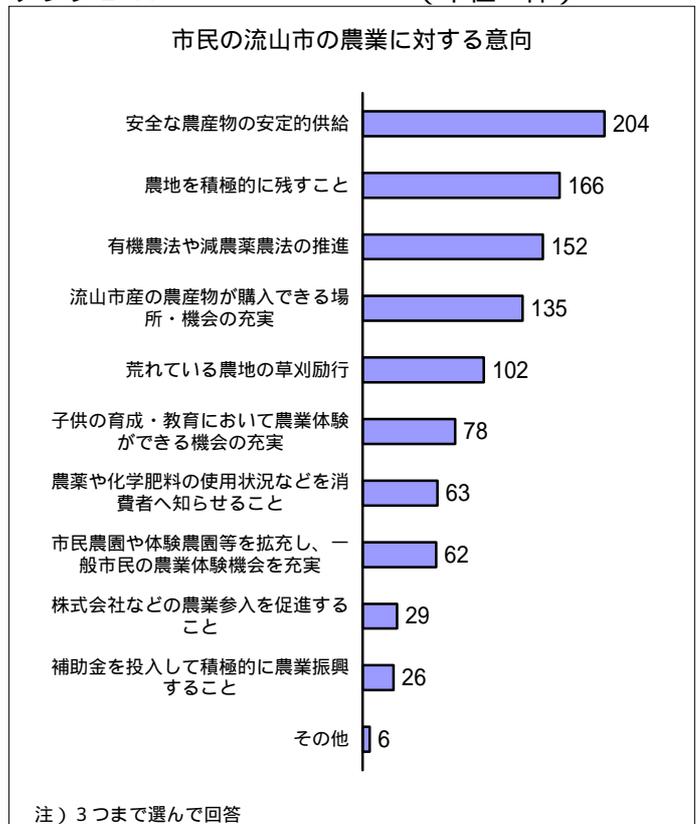
- 田園景観について貴重であるので絶対に残すべきだ 47%、極力残すべきだ 42%、両者を合わせると 89%となり、新川耕地の田園景観保全について感心の高さが示された。
- 農地保全と非農業的開発のバランスの取れた農業振興を講ずるべきという方向が示された。

援農制度について

- 制度そのものには前向きに評価しているが、熟年層といえども援農するための制約条件が多く、自ら参加することは現状では難しい。
- 農地を残すことに理解を示していることが分かった。

流山市に農業が必要であるという市民の意向は明確であるけれども、そのために採られるべき農業政策に対する意向は必ずしも明確でない。流山市が農業振興地域の整備に関する法律に定める農業振興地域の指定を受けていないため、国や県の各種農業政策の恩恵を受けることが少ないことと関連して、市民は具体的な農政のイメージを描くことができないようである。市民の農政に対する要望としては、安全な農産物の安定供給 20%、農地を積極的に残すこと 16%、有機農法や減農薬農法の推進 15%、荒れている農地の草刈励行 10%などが多い(グラフ 2-11 参照)。

グラフ 2-11 (単位 件)



そこで、より具体的な政策の一例として、新川耕地の問題を尋ねると、田園景観について貴重であるので絶対残すべきだ 47%、極力残すべきだ 42%で、両者を合わせると 89%となり、新川耕地の田園景観保全について感心の高さが示された。(グラフ 2-12 参照)。新川耕地の今後の土地利用については、基本的には農地として残すべき 47%、農業環境と調和した部分的開発、無条件で部分的な開発、開発重視としたものが 53%となり、農地保全と非農業的開発のバランスのとれた農業振興策を講ずるべきであるという方向が示された。(グラフ 2-13 参照)。

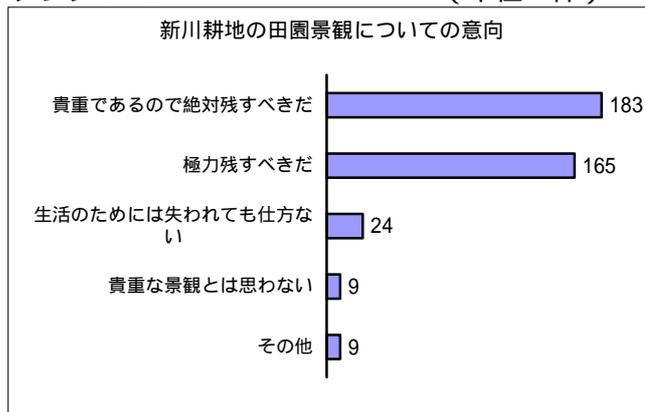
また、農家の労働力不足に対して現在本市が推進している援農制度について尋ねると、ぜひ働きたいは 9%であるが、機会があれば働きたいが 55%であり、制度そのものについては前向きに評価していることが分かる(グラフ 2-14 参照)。

ただし、熟年層といえども制約条件が多く、自ら参加することは現状では必ずしも容易でないことが分かる。

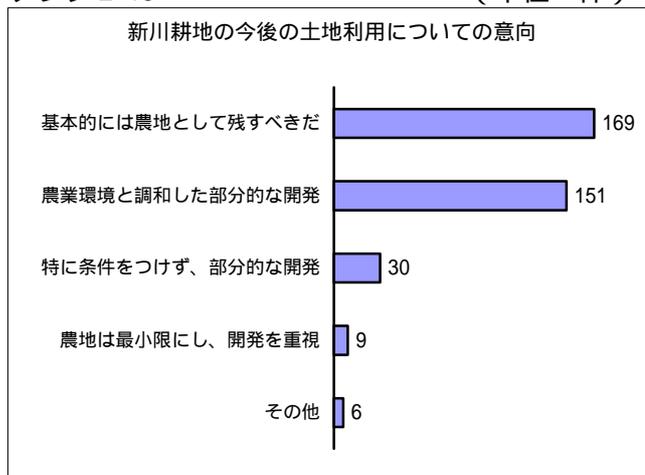
概して市民は農業に対して好意的であり、農地を残すことに理解を示していることが分かった。しかし、農業のあるべき姿を明確に意識しているわけではない

し、意識していたとしても、その姿は千差万別であり、平均的な姿を描き出すことはできないようである。今後は、農家、農業団体、行政機関を含む農業関係者が、農業のあるべき姿を明確に示し、市民の理解を求めていくことも重要である。

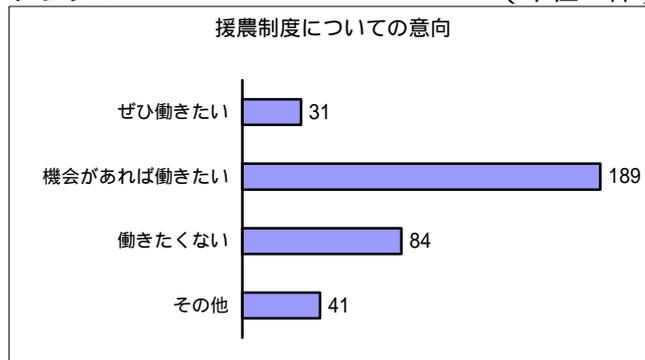
グラフ 2-12 (単位 件)



グラフ 2-13 (単位 件)



グラフ 2-14 (単位 件)



第2節 農業者の農業に関する意向と展望

- ・ 経済発展と都市化の進展に伴い農家離れが進み、全国的に農家数が減少している。本市ではＴＸの開通でこの傾向がますます加速されようとしている。
- ・ 本市の農業像をより具体的に描くためにアンケート調査を実施した。
- ・ アンケート調査は市内の全農家に配布し、不完全なものを含め 682 件の回答を回収した。

1. アンケート回答農家の属性

- ・ 性別に見ると男 74%、女 26%で男性が多い。
- ・ 高齢者の回答が多いが、これは、主として世帯主である高齢の農業経営主が回答したもの。
- ・ 地区別では、新川地区 41%、八木地区 37%、流山地区 22%である。農家数の割合が最も大きい新川地区の回答が多い。

経済発展と都市化の進展に伴い農家離れが進み、全国津々浦々で農家数が減少し続け、農家は様々なタイプに分化し、多様化した。

本市においても、この傾向は著しく、ＴＸの開通に伴い、この傾向はますます加速されようとしている。そこで、本市の農業像をより具体的に描くために、市内の農業者に対してアンケート調査を実施し、農家の実態と意向を検討した。平成 17 年 10 月に 1500 部のアンケート票を用意し、市内の全農家に配布し、不完全なものも含めて 682 部の回答を回収した。

回答者の性別についてみると、男 74%、女 26%で、男性が多い（表 2-15 参照）。

なお、アンケート集計表で、表 2 15 から表 2 34 までの表中回答数が回答実数とあっていないものは、未回答や複数回答によるもの。

表 2-15 アンケート回答者の性別構成（単位 人、％）

性別	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
男	466	74.4	76.1	74.4	71.9
女	160	25.6	23.9	25.6	28.1
合計	626	100.0	100.0	100.0	100.0

年齢別にみると、56～65歳層30%、66～75歳層31%で、高齢者層の回答者が多い(表2-16参照)。

主として世帯主である高齢の農業経営主が回答したためである。地区別では、新川地区41%、八木地区37%、流山地区22%である(グラフ2-17参照)。言うまでもなく、農家の数が多い新川地区の割合が最も大きく、都市化の進んだ流山地区の割合が最も小さい。

収入源別にみると、主として農外収入で生活47%、農外収入が主・農業収入が従25%、農業収入が主・農外収入が従18%、主として農業収入で生活8%であり、農業収入に多く依存する農家は26%に過ぎない(表2-18参照)。残りは全て第2種兼業農家であるが、主として農外収入で生活する47%の農家は、土地資産の保有を主たる目的として自給用の農産物を生産している。

表 2-16 アンケート回答者の年齢別構成 (単位 人、%)

	実数	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
25歳以下	2	0.3	0.0	0.0	0.5
26歳～30歳	4	0.6	0.9	1.1	0.0
31歳～35歳	1	0.1	0.0	0.5	0.0
36歳～45歳	19	2.8	4.5	4.2	1.4
46歳～55歳	115	17.0	13.5	18.0	16.1
56歳～65歳	204	30.2	32.4	28.6	34.6
66歳～75歳	206	30.5	32.4	25.9	33.6
76歳以上	124	18.4	16.2	21.7	13.8
合計	675	100.0	100.0	100.0	100.0

グラフ 2-17

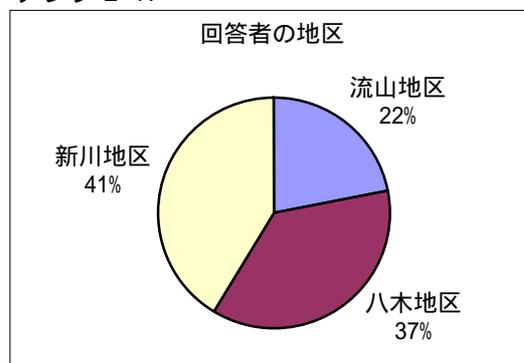


表 2-18 収入源別構成 (単位 人、%)

	実数	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
主に農業収入で生活	55	8.4	5.8	9.4	7.6
農業収入が主、農外収入が従	115	17.5	12.6	14.4	20.0
農外収入が主、農業収入が従	161	24.5	24.3	27.2	24.8
主に農外収入で生活	307	46.8	55.3	47.8	47.1
その他	18	2.7	1.9	1.1	0.5
合計	656	100.0	100.0	100.0	100.0

2. アンケート農家の農業生産の概要

- ・ 経営耕地規模別に見ると 30a 未満 45%、30 a から 1ha 未満 41%、1ha 以上 14%で、自給的農家に属する農家や自給的農家未満農家の回答が多い。
- ・ 30 a 以上の販売農家の中には少数であるが、農地を集約的に利用して、都市農業にふさわしい高い農業所得を実現している農家もいることを認識しなければならない。
- ・ 主たる栽培作物は、野菜が中心 56%、水稲が中心 18%、水稲と野菜が半々17%であり、野菜依存農家が 73%を占め、野菜を軸として農業を営んでいる農家が多い。
- ・ 多量の野菜を生産する企業的経営農家から、家庭菜園的に少量の野菜を生産する自家消費中心の農家まで様々なタイプの農家が混在するが栽培される野菜は、ねぎ、ほうれんそう、えだまめ、かぶを中心に農家の生産形態に応じて多様な露地野菜が組み合わされている。
- ・ 農業経営のタイプは、集約的企業的経営 3%、集約的大規模経営 3%、集約的中規模経営 9%、粗放的中規模経営 8%、飯米型小経営 15%、家庭菜園型小経営 46%、その他経営 16%に大別できる。
- ・ 都市農業の経営タイプは、少数の集約的企業的経営から多数の家庭菜園型小経営まで、分化・多様化が著しい。

経営耕地規模別にみると、10 a 未満 19%、10 ~ 29 a 26%、30 ~ 49 a 19%、50 ~ 69 a 12%、70 ~ 99 a 10%、1.0 ~ 1.5 h a 8%、1.5 h a 以上 6%で、農林業センサスでは自給的農家に属する農家や自給的農家未満農家の回答が多いのが特徴である（表 2 19 参照）。

しかし、30 a 以上の販売農家の中には、少数ではあるが、農地を集約的に利用して、都市農業にふさわしい高い農業所得を実現している農家も存在している。

表 2-19 アンケート回答者の耕作面積規模別構成（単位 人、％）

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
10a 未満	123	19.2	26.7	18.0	12.7
10～29a	168	26.2	33.3	28.7	21.1
30～49a	122	19.0	15.2	18.5	24.0
50～69a	77	12.0	7.6	15.2	12.7
70～99a	61	9.5	8.6	10.1	10.3
1ha～1.5ha	54	8.4	7.6	5.6	11.3
1.5ha 以上	36	5.6	1.0	3.9	7.8
合計	641	100.0	100.0	100.0	100.0

主たる栽培作物別にみると、野菜が中心 56%、水稲が中心 18%、水稲と野菜がほぼ半々 17%であり、野菜依存農家が 73%を占めている（表 2-20 参照）。

野菜を軸として農業を営んでいる農家が多いことが分かるが、その中には集約的に多量の野菜を生産する企業的経営農家から、家庭菜園的に少量の野菜を生産する自家消費中心の農家まで様々なタイプの農家が混在している。栽培される野菜は、ねぎ、ほうれんそう、えだまめ、かぶを中心に、農家の生産形態に応じて多様な露地野菜が組み合わされている。

表 2-20 主に生産している農作物別構成（単位 人、％）

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
野菜が中心	348	55.6	65.6	70.7	39.2
水稲が中心	110	17.6	14.6	5.7	32.2
水稲と野菜がほぼ半々	106	16.9	13.5	10.3	26.1
その他	34	5.4	4.2	4.0	1.0
果樹が中心	21	3.4	1.0	7.5	1.0
花栽培が中心	7	1.1	1.0	1.7	0.5
合計	626	100.0	100.0	100.0	100.0

農業経営のタイプによって、流山市の農家は、集約型企業的経営 3%、集落型法人経営 1%、集約型大規模経営 3%、集約型中規模経営 9%、粗放型中規模経営 8%、飯米型小経営 15%、家庭菜園型小経営 46%、その他の経営 15%に大別することが出来る（表 2-21 参照）。

集約型企業的経営は、個人または法人の形態で、家族労働のほか雇用労働も用い、経営耕地面積は 2ha 以上であり、集約的な農業を行なう経営である。集落型法人経営は、集落の農地を 1 つに集めて、集落単位で行なう共同経営である。集約型大規模経営は、経営耕地面積は 1～2ha で、専業の家族労働により集約的な農業を行ない、農業所得の多い経営である。集約型中規模経営は、経営耕地面積は 50 a 前後で、専業の家族労働により集約的な農業を行ない、農業所得を主とする経営である。粗放型中規模経営は、経営耕地面積は 1～2ha で、専業の家族労働により粗放的な農業を行ない、兼業所得を主とする経営である。飯米型小経営は、経営耕地面積は 1ha 未満で、兼業の家族労働により粗放的な農業を行ない、農業所得は少ない経営である。家庭菜園型小経営は、経営耕地面積は 30 a 未満で、農業労働も少なく、主として自給を目的に野菜や花卉を栽培し、農業所得には余り拘らないタイプの経営である。都市農業の農業経営タイプは、少数の集約型企業的経営から多数の家庭菜園型小経営まで、分化・多様化が著しい。

表 2-21 農業経営の形態 (単位 人、%)

	現在の経営形態		10年後の経営形態	
	実数	構成比	実数	構成比
集約型企業的経営	14	3.4	19	4.6
集落型法人経営	3	0.7	5	1.2
集約型大規模経営	14	3.4	16	3.9
粗放型中規模経営	31	7.6	22	5.4
集約型中規模経営	38	9.4	31	7.6
飯米型小経営	59	14.5	45	11.0
家庭菜園型小経営	185	45.6	197	48.2
その他の経営タイプ	62	15.3	74	18.1
合計	406	100.0	409	100.0

アンケート調査による、10年後の農業経営タイプは

- ・ 増加するとの回答は、集約型企業的経営 36%、集約型大規模経営 14%、家庭菜園型小経営 6%、その他の経営 22%で、減少は集約型中規模経営 18%、粗放型中規模経営 29%、飯米型小経営 24%。
- ・ 自由に農地の貸借が出来ると仮定して農家の感じる好ましさの程度を試算すると、集約型企業的経営、集約型大規模経営、集落型法人経営、集約型中規模経営、家庭菜園型小経営、飯米型小経営、その他経営の順となり、好ましさの程度と予想される変化の方向が必ずしも一致していない。
- ・ 野菜農家の多様化は販売方法の多様化をもたらす。従来市場出荷のほかに、直売・庭先販売や契約出荷、観光農園などの新しい形態も散見される。
- ・ 今後力を入れていきたい経営販売方法は、自家消費が中心 51%、市場出荷 24%、庭先販売や直売 11%、スーパー等との契約出荷 3%、観光農園 3%、体験農園 2%。
- ・ 自家消費を除けば市場出荷が依然として重要。庭先販売や直売も注目される。契約出荷や観光農園は新しい販売方法であるが、それほど増えていない。

さらに、アンケートによれば、10年後の農業経営タイプは、集約型企業的経営 36%、集約型大規模経営 14%、家庭菜園型小経営 6%、その他の経営 19%それぞれ増加し、集約型中規模経営 18%、粗放型中規模経営 29%、飯米型小経営 24%それぞれ減少すると予想される。また、農地の流動化が進み、農産物価格に見合った地代で自由に農地の貸借ができるようになったと仮定して、農家が感じる好ましさの程度を試算した。順位で示された好ましさを、1位7点、2位6点、3位5点、4位4点、5位3点、6位2点、7位1点として、点数化し、総平均を50として示すと、集約型企業的経営 78、集約型大規模経営 67、集約型中規模経営 53、粗放型中規模経営 44、飯米型小経営 30、家庭菜園型小経営 49、集落型法人経営 64、その他の経営 17（なお、集落型法人経営は、集落の農地を1つに集めて、集落単位で行なう共同経営であるが、ここではその他の経営から分離して表示した）となった（表2-22参照）。好ましさの程度と予想される変化の方向が必ずしも一致していない。

表 2 - 22

経営形態別農業経営の好ましさの程度 (単位:人、点)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	総合点
集約型企業的経営	60	39	18	17	10	15	16	3	78
集落型法人経営	40	32	22	21	17	12	16	13	64
集約型大規模経営	23	42	48	16	20	10	10	7	67
粗放型中規模経営	10	18	18	46	42	20	9	3	44
集約型中規模経営	16	24	34	33	34	17	15	3	53
飯米型小経営	13	15	14	12	20	58	27	6	30
家庭菜園型小経営	39	17	13	16	12	20	58	8	49
その他の経営タイプ	15	5	5	2	5	7	7	101	17

注 総合点(評価点)の平均は、50点。

野菜生産農家の多様化は販売方法の多様化をもたらす。従来の市場出荷のほかに、直売・庭先販売や契約出荷、観光農園などの新しい形態も散見されるようになる。今後力を入れて行きたい経営販売方法についてみると、自家消費が中心 51%、市場への出荷 24%、庭先販売や直売 11%、スーパー等への契約出荷 3%、観光農園 3%、農業体験農園 2%である(表 2-23 参照)。

自家消費中心とその他を除いた構成比を算出すると、市場への出荷 56%、庭先販売や直売 26%、スーパー等への契約出荷 7%、観光農園 6%、農業体験農園 5%となる。自家消費中心を除けば、市場出荷が依然として重要であるが、庭先販売や直売も注目されるようになった。契約出荷や観光農園は新しい販売方式であるが、それほど増えているわけではない。

表 2-23

農業経営の販売方針

(単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
庭先販売・直売	70	11.2	9.3	13.6	8.7
市場への出荷	152	24.3	27.8	16.6	32.1
スーパー等との契約出荷	19	3.0	2.1	2.4	3.6
観光農園	17	2.7	3.1	4.7	1.0
農業体験農園等の経営	13	2.1	2.1	3.6	1.5
自家消費が中心	320	51.2	49.5	56.2	52.0
その他	34	5.4	6.2	3.0	1.0
合計	625	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 農業経営の課題

- ・ 農業経営の課題は、農産物価格の低迷 38%、後継者が確保できない 25%、固定資産税や相続税の経営圧迫 24%と三大問題点となっている。固定資産税や相続税による経営圧迫の問題は、大都市圏の都市農業の特有の問題である。
- ・ 農産物の価格低迷は、農産物の輸入と深くかかわるが、安価な輸入農産物と比べて国産農産物は生産コストが高いため割高となる。
- ・ 野菜の場合、鮮度や安全・安心度で多少の差別化は出来るが、生産コスト引き下げの努力が必要。
- ・ 農産物価格の低迷により、農業所得も伸び悩み農家の子弟が農業後継者となる意識は失われる。
- ・ 市街化区域で生産緑地の指定を受けない農地は、宅地並み課税され、生産緑地の指定を受けると固定資産税は軽減される。生産緑地は、市街地に立地するため農地としては必ずしも優良地ではない。
- ・ 市街地の住民と協調をしながら長期にわたって農業継続していくことが生産緑地の大きな課題。

本市の農家が抱いている農業経営の課題は、かなり明白である。アンケートによれば、農産物価格の低迷 28%、農業後継者が確保できない 25%、固定資産税や相続税の経営圧迫 24%で、三大問題点となっている（表 2-24 参照）。

農産物価格の低迷は、全国共通の問題であり、農産物輸入の増加と深くかかわっている。安価な輸入農産物と比べて国産農産物は生産コストが高いためどうしても割高となり、輸入品の増加に対応して国産品の価格を引き下げざるを得なくなるわけである。

輸入品に対して国産品の品質を高く保ち、差別化できれば、ある程度の価格差を維持することができるが、農産物でも差別化が必ずしも容易ではない。

野菜は、鮮度や安全・安心度で多少の差別化はできるが、それとて限度があるので、基本的にはコスト引き下げの努力が必要である。

表 2-24

農業経営における問題点・苦情

(単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
農産物価格の低迷	266	27.7	22.0	24.5	32.2
農業後継者不在	236	24.5	22.7	21.5	27.5
固定資産税等の経営圧迫	230	23.9	34.0	30.6	17.2
農機具費の経営圧迫	89	9.3	4.3	7.9	12.8
農薬・肥料散布への苦情	55	5.7	11.3	7.9	2.8
耕地分散による不効率	33	3.4	3.5	3.4	4.4
施設費の経営圧迫	13	1.4	0.0	2.3	1.3
その他	40	4.2	2.1	1.9	1.9
合計	962	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 2 つまで選択回答

農業後継者の問題も、全国共通の問題であり、農産物価格の低迷とも深くかかわっている。農産物価格が低迷すれば、農家の農業所得も伸び悩み低迷するので、農家の子弟が農業後継者となるインセンティブ(注 2)は失われ、相対的に高い所得が得られる他産業に就業することになる。本市では、農業後継者がいない農家 61%、農業後継者が決まっていない農家 27%で、農業後継者がいる農家は僅か 12%に過ぎない(表 2 25 参照)。

表 2-25

農業後継者の状況

(単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
後継者がいる	64	11.7	9.8	14.4	12.3
後継者がいない	333	61.0	64.1	54.4	60.3
決まっていない	149	27.3	26.1	31.3	27.4
合計	546	100.0	100.0	100.0	100.0

しかも、農業後継者がいる農家のうち農業後継者が現在他の会社などに勤務している農家は 64%となっており、農業後継者がすでに農業に従事している農家は 15%に過ぎない(表 2 26 参照)。

すなわち、全農家のうち農業後継者が農業に従事している農家は、僅か 2%弱ということになる。

注 2 インセンティブ...インセンティブとは、広義には人や組織に特定の行動を促す動機付け、誘引のことを意味します。

表 2-26 農業後継者の現在の就業状況 (単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
すでに農業に従事	18	15.1	18.8	15.4	19.4
農業に関する研修中	6	5.0	6.3	5.1	2.8
学校に通学中	9	7.6	6.3	10.3	5.6
他の会社などに勤務中	76	63.9	62.5	61.5	66.7
その他	10	8.4	6.3	7.7	5.6
合計	119	100.0	100.0	100.0	100.0

固定資産税や相続税による経営圧迫の問題は、大都市圏の都市農業に特有の問題である。市街化区域では、生産緑地の指定を受けない農地は、宅地並み課税を受ける。

生産緑地の指定を受ければ、固定資産税は宅地の何十分の一以下に軽減され、相続が発生した時は宅地と農地の差額分の相続税に対し納税猶予の優遇措置を受けることができる。

しかし、生産緑地の指定を受ければ、原則として 30 年間解除できないので、農地として存続することになる。さらに、相続税の納税猶予を受けた場合は、終生営農して初めて非課税となる。

生産緑地は農地ではあるが、市街地に立地するため農地としては必ずしも適地ではない。生産緑地の指定を受けている人のアンケートによると、耕作に関して困りごとのない農家は 10%であり、残りの 90%は何らかのトラブルを経験している(表 2-27 参照)。

主な困りごとは、空き缶・ゴミなどの不法投棄 33%、犬などによる圃場への乱入 19%、農薬・肥料散布に対する苦情 16%、作物の盗難 11%の順となっている。

表 2-27 生産緑地の耕作での困り事 (単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
困っていることはない	29	9.5	5.9	10.0	10.2
空き缶・ゴミなどの投棄	101	33.0	30.9	32.7	51.0
犬などによる圃場への乱入	57	18.6	22.1	18.2	18.4
農薬・肥料散布に対する苦情	48	15.7	23.5	15.5	8.2
作物の盗難	35	11.4	13.2	13.6	4.1
土ぼこりの飛散での苦情	21	6.9	4.4	9.1	8.2
その他	15	4.9	0.0	0.9	0.0
合計	306	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 生産緑地の指定を受けている人の回答

また、生産緑地についての本市への要望としては、特にないが 37%で多かったが、市街地に適した耕作指導 28%、農家が市民農園として貸し出す場合の技術指導 23%などの要望があった(表 2-28 参照)。

市街地の住民と協調しながら、長期にわたって農業を継続していくことが生産緑地の大きな課題である。

表 2-28 生産緑地指定農地の継続に関する流山市への要望（単位 人、％）

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
市街地に適した耕作指導	50	27.9	37.1	37.5	14.3
市民農園貸与の技術指導	41	22.9	22.9	25.0	31.4
災害時の避難場所に活用	12	6.7	8.6	3.1	14.3
特にない	67	37.4	31.4	31.3	40.0
その他	9	5.0	0.0	3.1	0.0
合計	179	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 今後の農地保有と農業経営の意向

- ・ 近くに農産物の消費者がいるという有利な条件に恵まれているが、農産物の価格低迷、後継者不足、土地税制などの困難な課題を抱えている。

アンケートによれば

- ・ 農地を増やし農業経営を拡大する 1%、農地を維持し農業経営を現状維持する 29%、農地を処分し農業経営を縮小する 15%、農業を辞める 15%、分からない及びその他 40%。分からないが非常に多いのは、進路を決定出来ないほど、不確定要素が多いと考える。
- ・ 農業を廃業するあるいは農業経営の規模を縮小する理由は、農業では生活が成り立たない 40%、農業後継者がいない 32%、高齢で農業の継続が難しい 25%。
- ・ 農業経営維持に必要な方策は、野菜などの作付け品目を精査する 59%、施設栽培を主に取り組む 10%、果樹などの作付けを拡大するとされ、何らかの革新が必要なことは認識している。
- ・ 都市農業にあっては、農業所得の不足分を不動産収入によって補填することも可能である。

本市の農家は、すぐ近くに農産物の消費者がいるという有利な条件に恵まれてはいるが、農産物価格の低迷、農業後継者の不足、土地税制など困難な課題を抱え、今後農業経営をどのように続けていくのであろうか。アンケートによれば、農地を増やし農業経営を拡大する 1%、農地を維持し農業経営を現状維持する 25%、農地を処分し農業経営を縮小する 7%、農業を辞める 15%、分からない・その他 40%である（表 2 29 参照）。

分からないが非常に多いのは、農家自身が自らの進路を決定できないほど不確定要素が多いと考えられ、生活環境が急変している。分からない等を除けば、半数の農家が現状程度の農業を続け、残りの半数は離農の可能性がある。しかし、分からない等も離農すると考えれば、3割の農家が農業を続け、残り7割が離農する可能性がある。

表 2-29

今後の農地保有および農業経営の意向

(単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
農地を新たに取得し、農業経営の規模を拡大する	7	1.3	3.4	2.0	0.0
農地面積や農業経営の形は現状のままである	139	25.3	17.0	27.2	30.1
農地以外の宅地などを処分するが、農業経営は現状のまま継続する	18	3.3	5.7	4.6	0.0
農地の一部を処分し、農業経営の規模を縮小する	38	6.9	11.4	5.3	6.8
大半の農地を処分し、自家消費主体の農業へ移行する	46	8.4	12.5	7.3	8.5
農業を辞める	83	15.1	14.8	15.9	17.0
分からない	195	35.5	33.0	36.4	36.9
その他	24	4.4	2.3	1.3	0.6
合計	550	100.0	100.0	100.0	100.0

農業を廃業するあるいは農業経営の規模を縮小する理由は、農業では生活が成り立たない 40%、農業後継者がいない 32%、高齢で農業の継続が難しい 25%となっている（表 2-30 参照）。

相対的に高所得を得られる他産業就業の場が近くにあるということが、都市農業の継続を困難にしている。

表 2-30

農業経営の規模縮小・農業廃業の理由

(単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
高齢化で農業の継続は難しい	77	25.0	19.6	33.9	22.7
農業後継者がいない	99	32.1	30.4	29.0	32.7
農業では生計が成り立たない	122	39.6	50.0	33.9	42.7
その他	10	3.2	0.0	3.2	1.8
合計	308	100.0	100.0	100.0	100.0

農業を続ける農家にとって、今後も農業経営を現状にあるいはそれ以上に維持するために必要な方策は、野菜などの作付品目を精査する 59%、施設栽培を主に取り組む 10%、果樹などの作付を拡大する 10%などとなっている（表 2-31 参照）。

農業経営を継続するためには、野菜栽培を続けるにしても、単に現在の営農を続けるのではなく、何らかの経営革新が必要なことは認識されているようである。

表 2-31 今後の農業経営の拡大・継続の方策 (単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
施設栽培を主に取り組む	15	10.3	23.8	10.5	5.6
野菜等の品目の精査	85	58.6	61.9	68.4	75.0
果樹等の作付拡大	15	10.3	9.5	13.2	8.3
その他	30	20.7	4.8	7.9	11.1
合計	145	100.0	100.0	100.0	100.0

また、都市農業にあつては、農業所得の不足分を不動産収入によって補填することも可能である。農業経営にとって不動産収入は、保険の役割を果たすことができる。アンケートによれば、不動産収入が安定的にあり、農業経営も順調である 22%、不動産収入をもう少し増やそうと考えている 19%、不動産収入を得るのに適した場所がない 30%、不動産収入は考えていない 29%である (表 2-32 参照)。

不動産収入については 41%の農家が積極的であり、59%の農家が消極的である。地域差が大きく、不動産収入に積極的な農家は、流山地区、八木地区、新川地区の順で多い。市街化区域を多く含む地区ほど不動産収入に積極的である。

表 2-32 不動産収入と農業経営の関連 (単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
不動産収入が安定的にあり、余裕のある農業経営を行っている	16	3.5	3.8	3.6	2.0
不動産収入が安定的にあり、まあ、まあの農業経営を行っている	86	18.7	21.5	19.0	12.2
不動産収入をもう少し増やして行こうと考えている	87	18.9	32.9	24.1	10.1
不動産収入を得るのに適した場所がない	139	30.2	31.6	23.4	36.5
不動産収入は考えていない	132	28.7	10.1	29.9	39.2
合計	460	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 流山市の農業施策に対する要望

第1に農産物の流通販売システム

- ・ 市が農産物直売所を設置し地産地消を一層推進 11%、市場出荷に対する積極的な支援 11%、補助金など積極的な交付 10%などで、農産物の流通販売システムに対する支援の要望が多い。
- ・ 公設の農産物直売所を設置するか、出来れば農家の設置する農産物直売所を支援の要望が多い。
- ・ 都市農業では、多元的な流通販売ルートを組み合わせ、効率的なマーケティングを展開できるような支援が望まれる。

第2に農業環境の改善

- ・ 休耕地の草刈などを推進し、野菜残渣や剪定枝の堆肥化事業を望んでいる。都市農業を営むためには不可欠な要望である。
- ・ 農業者と市民の相互理解を深めるためには、農業者の環境配慮は大切である。

第3に有機農法や減農薬農法の推進

- ・ 海外や他産地の農産物に対し安全・安心な農産物を生産し、質的な差別化を図り、このような農産物を提供することは、都市農業の重要な課題である。
- ・ 食の安全性を確保する方策としては、輸入農産物の残留農薬検査を強化し基準を超えた輸入野菜の流通を防ぐ 29%、消費者が地元の安全な野菜を積極的に購入する 24%、有機農業や減農薬農業の推進をする 24%、となっている。

農家のアンケートによると、流山市の農業施策に対する要望は、市が農産物直売所を設置し地産地消を一層推進 11%、市場出荷に対する積極的な支援 11%、補助金などの積極的な交付 10%、休耕地の草刈などの積極的な推進 9%、有機農法・減農薬農法の推進 8%、野菜残渣や落ち葉・剪定枝などの堆肥化事業の実施 8%、農家が設置する農産物直売所の支援 8%の順となっている（表2-33参照）。

まず第1に、農産物の流通販売システムに対する支援の要望が多いことである。公設の農産物直売所を設置し、できれば農家の設置する農産物直売所を支援する。また、市場出荷に対しても積極的な支援を望んでいる。農産物価格の低迷と農業所得の伸び悩みに対し、何らかの打開策を求める要望である。特に青果物の流通では、現在でも市場流通が中心で

あることに変わりはないが、最近市場外流通の発展も目覚しい。なかでも付加価値を高め、農家の手取りを増やす手段として農産物直売所の設置が注目されている。そのほか、スーパーなどの小売店と有機野菜や無農薬野菜など特徴ある野菜を契約栽培し、出荷する農家も存在している。都市農業においては、多元的な流通販売ルートを組み合わせて、効率的なマーケティングを展開できるよう積極的な支援が必要である。

第2に、農業環境の改善に対する要望である。休耕地の草刈などを推進し、野菜残滓や剪定枝の堆肥化事業の実施を望んでいる。特に都市農業を営むためには不可避な要望である。農業者と市民の相互理解を深めるためには、農業者の環境への配慮は大切であり、それに対する政策的支援は不可欠である。

表 2-33 流山市の農業施策に対する要望 (単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
市が農産物直売所を設置し、地産地消を一層推進	149	11.3	12.1	13.1	9.3
市場出荷に対する積極的な支援	146	11.0	11.1	9.5	12.6
補助金などを積極的に交付	135	10.2	12.1	9.3	10.9
休耕地の草刈などの積極的な推進	124	9.4	9.0	7.5	10.6
有機農法、減農薬農法の推進	110	8.3	6.0	9.8	6.9
野菜残滓や落ち葉、剪定枝などの堆肥化事業の実施	102	7.7	8.5	9.3	4.4
農家が設置する農産物直売所の支援	100	7.6	6.5	9.3	6.0
化学肥料や農薬の適正使用の指導推進	79	6.0	7.0	4.1	6.0
子供の育成、教育において農業体験ができる機会の充実	77	5.8	8.5	6.2	5.1
農業公社等による代理耕作	75	5.7	4.0	4.6	9.1
農業に関する講習会や研修会の開催など、修学の機会の充実	69	5.2	5.5	5.9	5.5
市民農園や体験農園などの拡張充実	58	4.4	5.5	4.4	4.7
農道などの生産基盤の整備	42	3.2	2.5	2.6	4.2
株式会社などの農業参入の促進	39	2.9	1.5	3.1	4.2
その他	18	1.4	0.0	1.5	0.4
合計	1,323	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 3つまで選択回答

第3に、有機農法や減農薬農法の推進に対する要望である。海外や他産地の農産物に対し、安全・安心な農産物を生産し、質的な差別化を図りたいとする要望である。安全・安心な農産物を提供することは、都市農業の重要な課題である。アンケートによれば、食の安全性に対して現状でも十分安全とする農家は13%であり、十分安全とする市民の1%以下と比べれば遥かに多いが、多くの農家は食の安全性に関心をもっている(表2-34参照)。

食の安全性を確保する方策としては、輸入農産物の残留農薬検査を強化し基準を超えた輸入野菜の流通を防ぐ29%、消費者が地元産の安全な野菜を積極的に購入する24%、有機

農業や減農薬農業を推進する 24%を挙げおり、農家と市民の間で微妙な立場の違いが窺われる。食の安全・安心に寄与する対策は重要である。

表 2-34 食の安全に対する農業者の意向 (単位 人、%)

	実数 流山市	構成比			
		流山市	流山	八木	新川
現状で十分安全である	112	13.0	16.2	11.7	10.8
輸入野菜の検査を強め、農薬等の基準を超えた輸入野菜の流通を防ぐ	247	28.7	28.5	25.4	32.8
消費者が地元産の安全野菜を積極的に購入できるよう努める	207	24.0	25.4	25.0	24.0
有機農業や減農薬農業を推進する	202	23.5	20.8	25.0	25.1
農薬の不正使用は、生産者・販売者への罰則を強化する	43	5.0	5.4	5.2	4.5
農産物の生産履歴(トレーサビリティ)、消費者への情報開示	34	3.9	3.8	5.6	2.1
その他	16	1.9	0.0	2.0	0.7
合計	861	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 2つまで選択回答

最後に、補助金などの積極的な交付の要望である。都市農業は野菜生産に特化するという傾向があるが、経営形態は多種多様であり、農家の密度が低いので、地域的な特色もさほど明確ではない。それゆえ、農業補助金政策の対象となりにくいため、不利な立場におかれることも多い。農業振興地域の指定を受けていない本市の農業は、国の補助金の恩恵が比較的少なかったため、地域農業の活性化のために市単独の助成が必要であると考えられる。具体的な補助金の内容はこのアンケートからは明らかにできないが、他の項目で要望された施策と関連した補助金と理解できる。

第3章 農業振興基本指針

1. 農家および農業経営者の育成・確保

産業構造の変化、都市化の進展に伴って、本市でも農家の減少が続いている。総農家数は、1985年（昭和60年）の1,079戸から2005年（平成17年）の790戸に、20年間で26%減少している。

2005年（平成17年）についてみると、790戸の農家のうち、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家（販売農家）は477戸となっている。そのうち、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家（主業農家）は115戸である。

また、本市の認定農業者は、平成10年の発足当時は29人であったがその後増加し平成18年度時点では46人になっている。

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営の改善を計画的に図ろうとする個人または農業法人が農業経営の改善を図るための計画を作成し、市町村が一定の基準に照らしてその計画の認定を行う制度である。認定農業者とはこの制度により市町村の認定を受けた農業経営者のことで、認定を受けると、低率融資や税制優遇措置などの支援を受けることができる。

今後も、農業経営の改善を積極的に図ろうとする新たな認定農業者の確保に努める。

本市のように都市的な農業が営まれている地域では、農業も自家消費型の農業から企業的農業まで多様化しており、それぞれ農地保全と農業資源の有効活用の役割を果たしているから、農業施策の対象を認定農業者だけに限ることは難しいと思われる。しかし、意欲的でプロ意識に目覚めた認定農業者を頂点として本市の農業が成立しているのも事実である。

このように認定農業者を基軸としながらも、広く多様な農業者を包括した農業施策を可能な限り選択し、公的支援により多様な農業の担い手を確保・育成していく。

純農村地域の土地利用型農業においては、経営耕地の規模拡大が不可欠であり、大規模農家への土地集積が最重要課題である。

しかし、本市のように都市的な集約型農業においては、人的資源の確保が重要であり、経営耕地面積は狭くても、裏づけをされた計画的作付けとアイデアを用いて、様々なタイプの農業経営が成立する可能性がある。

都市的農業の特性を考慮して弾力的に運営し、経営耕地規模は小さくても意欲と能力のある農業者を認定農業者同様として育成する支援が必要であり、都市的農業にふさわしい支援体制を整備していく。

経営耕地規模の小さな都市的な農業にとって女性農業者の役割は大きく、地産地消の担い手となっている。さらに、男性が主として農外に就業している農家では、女性農業者の役割は特に大きい。

女性農業者の経営能力向上や社会参画を推進するため、JA女性部や生活改善グループ等を中心に、先進地視察・パソコン講習会・経営指導等の支援の強化及び男女共同参画の意識の高揚を図る。

女性農業者が、自立的に農業経営の改善を図り、意欲的に農業に取り組むように、農業経営の高度化への支援を推進するとともに、農業の施策・方針決定の場へ積極的に参加できる環境作りに努める。

また、多様な職業経験と知識を持ち、農業に意欲的に取り組もうとする定年帰農希望者やUターン希望者等を対象に就農の推進を図り、多様な担い手の育成・確保を推進する。

2. 露地野菜の振興（既存野菜の品質向上・収量の安定化）

都市的な農業の中心的な作目は野菜である。本市においても露地野菜が最も重要な作目となっている。

ねぎ、ほうれんそう、えだまめ、かぶ等の野菜の作付けが多いが、本市の農業産出額の中で野菜の産出額は約89%を占めている。栽培技術の蓄積のある、これらの作目を中心として、輪作体系を考慮して中国野菜の様な葉物等の若干の品目を加え、野菜の振興を図っていく。また、他産地で生産しない端境期に生産するのも一策である。

低価格の輸入野菜や他産地の野菜との競争に負けないためには、安心・安全で高品質の優良野菜を生産する必要がある。

高品質の野菜は、安全性、栄養性、嗜好性を兼ね備えた新鮮な野菜である。

安全性とは農薬、重金属、微生物等に汚染されていないことであり、栄養性とはビタミン、ミネラル、食物繊維等を豊富に含むことである。

嗜好性とは味、香り、肉質、色、形など本来野菜のもつ特質が保持されていることである。優れた品種を選び、その品種に最も適した栽培条件で栽培し、熟度が最適なときに収穫し、鮮度を落とさずに消費者の手に届けることを推進する。

本市で生産されるねぎは、根深ねぎとわけねぎがあるが、栄養繁殖される「わけねぎ」および「坊主不知ねぎ」(根深ねぎの1品種)は、ウィルス病による減収や品質の低下を避けるため、ウィルスフリー苗の利用が定着してきている。イチゴもウィルスフリー苗の利用を行なっている。

種子から育苗する根深ねぎ、ほうれんそう、えだまめでは、地域の栽培条件にあった優良品種の選択が進められている。ウィルスフリー苗や優良品種の特性を啓発して、その利用を徹底していく。

特産野菜については、栽培技術の蓄積はかなりの程度に進んでおり、完熟堆肥を用いた施肥法や複数野菜の輪作栽培法など工夫されている技術も多いが、労働節約的な技術の導入は必ずしも十分行われていない。

セルやペーパーポットを用いた育苗や植え付け作業の機械化など、省力技術の導入を推進する。高齢者や女性農業者にも操作できる小型で簡便な農業機械の開発が望まれる。

ねぎ、ほうれんそう、えだまめなどは特に収穫・調整に多くの時間を要する作目であるので、収穫・調整時にアグリサポーター等の参加を図り合理化を進める。

えだまめやほうれんそうでは、作期の調整により収穫期を分散させるとともに、荷姿の工夫により調整労働の削減を図ることが考えられる。ねぎの場合は収穫・調整の機械化も可能である。

出荷の前に予冷を施せば鮮度の維持を図ることも可能である。また、化学肥料や農薬の使用を最小限に抑えた栽培を推進する。

東葛飾農林振興センターやＪＡ流山市とも協力するとともに、身近に存在する教育機関とも情報交換をし、特産野菜に高い付加価値を付け、他との品質の差別化を図り、流山ブランドの確立を図る。

3. 施設部門の拡大

露地野菜の延長上に施設園芸がある。ねぎ、ほうれんそう、えだまめの作期を広げ、周年栽培を行なおうとすれば、トンネル栽培やハウス栽培の導入が必要である。

さらに、ハウス栽培や温室栽培を行なおうとすれば、トマトやきゅうりなどの果菜類やイチゴやメロンなどの果実的野菜の栽培あるいは花卉の栽培も可能となる。

本市では施設を用いたトマト、イチゴ、花卉などの栽培農家が 44 戸ある。経営耕地面積の少ない都市的農業において、主業農家が他産業就業者に比べて遜色のない所得を確保する営農形態としては、施設園芸は魅力ある部門である。

全国平均でみると、雨よけハウスを含む施設設置面積は野菜栽培面積の約 1 割を占めているといわれている。

本市においてもパイプハウス等の施設化は進展しているが、施設の導入に要する費用は僅少であり、とくに高度な技術を要しないので、兼業農家も含めた農家が実施可能な施設化である。

ねぎ、ほうれんそう、えだまめは、収穫・調整に多くの時間を要するため、簡単な施設を用いて収穫期を分散させれば、合理的な労働配分が可能となる。

低コストのトンネルや雨よけハウスを用いた施設栽培を推進する。

自家労働の配分の合理化に資することは言うまでもなく、アグリサポーターなどのパート的な雇用労働に依存する場合も雇用が容易となり、円滑な農業経営が期待できる。

トンネルやマルチに用いたビニールの廃棄処理は大きな課題で、使用済みのビニール類は適正に保管し、定期的に処理する必要があるため、適正な回収及び処理を推進していく。

機能的に高度な施設を用いた施設栽培の導入も重要である。トマト、きゅうり、イチゴ、花卉などの栽培は、単位面積当たりの生産金額が比較的大きいことから、都市的農業には適した作目であり、専門的な農業経営を目指す認定農業者にとっては魅力的な栽培方法である。

ただし、初期投資が大きいため、綿密な資金計画をたて、低利な政策金融や公的助成を利用するなどして、余裕ある営農計画を策定する必要がある。また、取り扱いやすく、使い勝手の良い、投資効果の高い施設にするため、英知を集めて取り組む必要がある。農業

関係機関とも密接に協議し、機能的に優れた施設になるよう指導する。目的を共にする同志が、知恵を出し合って高度な機能を有する施設を有効に活用するためには、温室の団地化も施設整備の一つの選択肢である。機能的に高度な施設を用いた施設栽培推進のため、意欲的に農業に取り組むような経営主体の育成・確保を図る。

4．流通体制の整備と農産物直売の推進

本市で生産される農産物は、零細経営耕地規模の農家が多いため、自家消費に仕向けられる部分も多く、米は大部分が直売米や飯米と考えられるが、青果物については積極的に商品化が図られている。

商品化される部分については、卸売市場出荷、スーパーマーケットとの契約出荷、農産物直売所への出荷の3ルートがある。

卸売市場出荷は流通量が最も多く、消費地に近いという地の利を生かして、主に都内や埼玉県内の卸売市場および地元の卸売市場に個人出荷されている。また、仙台に共同出荷を行なっている組合もある。ねぎは出荷歴が長く銘柄が評価されている。また、ほうれんそうやえだまめは鮮度が重視されるため、これらの卸売市場でも人気がある。

しかし、市場全体の傾向としては、輸入野菜の増加により停滞が続いている。今後も農業者の高齢化や農用地の減少により出荷量の減少は続くであろうが、最も重要な流通経路であるので、一定の出荷量を確保していく。

スーパーマーケットとの契約出荷は、減農薬栽培あるいは有機栽培の野菜を中心として一部試みられている。差別化商品ということもあって、有利な取引価格が提示されるが、栽培条件・取引条件は厳しく、欠品も許されないため、生産者にとっては必ずしも有利とはいえない。

しかし、条件さえ満たすことができれば、うま味のある流通経路であり、維持発展を図っていく。

農産物直売所は、複数の生産農家が生産物を持ち寄って、消費者に直接販売する方式だが、広義には生産農家が1戸で直売を行なう場合も直売所に含めることがある。

中間の経費を節約することにより、付加価値分を生産者と消費者で折半しようというものである。

本市は、農業振興の意味で、直売農家を市民に周知するため、「朝市・夕市・もぎ取り」等の産地直売マップを製作・配布し、直売農家の案内看板を設置している。今後ともこのような広報活動に努めていく。

農産物直売所は、農産物の流通の場であると同時に、生産農家と市民消費者との交流を通じて、農業を理解してもらう場であると考えている。

新たな農産物直売所については、多様な経営形態や設置場所について、JAをはじめ農

業関係機関とも十分協議をして推進したい。

次に、農産物の直売所では、市内で生産された農産物に付加価値をつけて販売する、漬物、もち、味噌、などの加工品販売が行なわれており、収益性が高いとともに市民からも好評を得ている。

このことから、農産物加工所の設置について推進する。

5 . 市民農園・体験農園・観光農園の拡充

1) 近年、都市住民と農村の交流、レクリエーションとして行う農作物の栽培、農作業を通じた教育・食育への関心が高まるなど都市と農村で交流できるライフスタイルの実現が求められている。

市民農園は、一般の都市住民等がレクリエーションとして小面積の農地を利用して自家用野菜や花を育てるための農園である。

市民農園促進法によるもの、特定農地貸付法によるもの、農地を利用して農作業を体験する方式によるもの等の種類があり、開設者も地方公共団体、農業協同組合、農地を所有する農家など様々である。

それぞれのタイプ別に長所・短所があるので、各々の特色を生かした運営が必要である。

2) 本市には、特定農地貸付法に基づくもの等として市営の7つの市民農園があり、合計12,020 m²、545区画を市民に貸し出ている。

市民と農家との交流の場を広げ、健康都市づくりの一環とするとともに、遊休農地の解消を図るために、農業協同組合、NPOや農家の開設する市民農園や体験農園の整備推進を図っていく。

3) 市民農園利用者の農作業についての知識や経験はまちまちであるから、農家等が運営する場合は、必要に応じて利用者毎に有料で栽培方法を指導するなどの木目細かい対応が必要である。単に土地を貸すだけでなく、付随するサービスを販売し、交流を実現することが必要である。

既成概念に囚われず、都市住民が一定の利用料金を払っても喜んで借りる市民農園等の仕組みと運営方法を、農家や関係機関の知恵を結集して工夫する。

4) 「市民農園」は都市住民が植付けから収穫まで全栽培過程を体験するのに対し、「観光農園」や「体験農園」は都市住民に収穫の喜びを体験させる施設である。収穫以外の栽培の全過程は生産農家が担当する。

本市には、梨、ブドウなどのもぎ取りや、栗拾いの観光果樹園が数ヶ所開設されており、秋の風物詩となっている。

「観光農園」の場合も、利用者はレクリエーションの一環として訪れるので、単に収穫物を販売するだけでなく、付随するサービスを販売し、収穫物に対する知識を共有し、交

流を実現するよう推進する。

収穫労働を消費者に転嫁するだけでは、観光農園は成り立たない。果樹園の立地条件、栽培方法、品種特性等をパネルで紹介するなどして、相互の連帯感を形成することを推進する。

5) 本市の小学校では、心を育む教育の一環として様々な形で農作物の栽培活動が実施されている。

子どもたちが実際に土を耕し、種をまき収穫する。こうした、植物の成長の過程を通して生産者の苦勞、食物の大切さなど、たくさんのことを学んでいる。また、食に関する指導の重要性が叫ばれている昨今でもあり、児童期から体験を通して農業に対し興味関心を高めていくことが必要である。

更に、児童が農作物の栽培について、地元農家から知識や技術の支援活動を受けることは、本市の農業について理解を深めるために大いに推奨する。

6 . 生産環境の改善

本市は、全域が都市計画区域であり、市街化区域が 2,151ha と市街化調整域が 1,377ha からなる。市街化域は、すでに市街地を形成している区域及び優先的に市街化を図るべき区域である。用途地域が定められ、道路・公園・下水道などのインフラを重点的に整備するとともに、土地区画整理事業が実施される。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域である。

また、本市は、農業振興地域の指定を受けていないため、市街化調整区域であっても国・県の費用で、政策的に農業の振興を図る地域とは認められていない。従って、農業の生産基盤の整備が必要であるとしても、大規模な土地改良事業を期待することは出来ない。しかし、農業の生産環境の整備は重要課題である。

市街化調整区域は、農業振興地域の指定がなくても、主に農業的土地利用をする区域であるから、小規模単位で農用地利用集積や交換分合を行なうなどして農用地の効率的利用を図ることも出来る。また、国の策定した“21世紀新農政2007”に基づく農地政策改革による、担い手に農地の「利用」をまとめて配分する新たな仕組みの構築については、国・県の推進策には的確に呼応して対応する。

耕作放棄や荒らし作りによる生産環境の悪化を防止することが重要である。

農地へのごみや廃品の不法投棄は断じて許されるものではないので、不耕作地については除草・草刈を義務付け、不法投棄防止に努める必要がある。

地産地消運動を通じた都市農業の振興も、農業者支援の有効な方策である。都市との調和のとれた農業振興を図り、生産環境の改善のために、遊休農地の有効活用を推進する。

市街化区域での、農地は「宅地化する農地」と「保全する農地（生産緑地）」に分けられる。

「宅地化する農地」には、固定資産税の宅地並み課税が適用される。生産緑地には、市街化調整区域農地と同様の課税となり、生産緑地の指定を受けると原則として30年間農業継続する義務が生じる。生産緑地については、市街化区域内の農地を、農業生産活動を通して緑地として計画的に保全し良好な都市環境の形成を図るための地域区域であるため、農業者の強い営農意欲に裏付けられているとともに都市の中の貴重な緑地空間であることから、市街化調整区域の農業者と同様に支援する。

また、農業生産に伴う廃棄物の発生とその処理も生産環境にとって重要な課題である。農業内部でリサイクルできるものは、できる限りリサイクルする。内部でリサイクルできないものについては、産業廃棄物として処理するシステムを確立する。

特に、トンネルやハウス、マルチ等の使用済み廃プラスチックについては、散逸しないように適正に管理し、全量廃プラスチック対策協議会のルートで回収する。

使用できなくなった農業機械も放置することなく、資源として再利用の推進をする。

7．農産物の安全・安心の確保

食料は、命を支える源であり、農業は食料を支える源である。食料の安全と安定供給を確保することが重要である。

また、市民が安心して食生活を送るためには、安全な食品の供給に加えて、食料に対する消費者の信頼が得られるよう、食品の安全性に関する情報の提供が必要である。情報の共有を通じて、食と農に携わる人々との信頼関係を構築することが重要である。

近年、BSEの発生、腸管出血性大腸菌 O157 やノロウイルスによる食中毒の発生、鳥インフルエンザの発生、食品の偽装表示等を契機として、本市においても消費者の食の安全に対する関心が高まっている。

リスク分析は、有害な微生物や化学物質等の危害要因から、食品の安全を守り、リスクを最小限にするための科学的方法である。この分析は、リスクを科学的に調べて推定するリスク評価、リスクの低減措置をとるリスク管理、関係者間で意見・情報の交換を行なうリスクコミュニケーションの3つの柱で構成される。

国家レベルでは、リスク評価は食品安全委員会、リスク管理及びリスクコミュニケーションは農林水産省と厚生労働省という棲み分けができています。

地方レベルでは、安全対策の中で、消費者に最も近い市町村レベルでの草の根的なリスク管理は重要である。

本市の農業との関連では、生鮮食料品である野菜等の農薬や衛生のリスク管理は重要です。農薬は適切な農薬を選び、適切な方法で適切な時期に必要な最小限の量を使用する。

農業関係機関で協議し、地域にあった野菜作目・作型別の防除暦モデルを作成し、栽培者に留意点などを周知徹底する。

野菜は生食する場合も多いので、有害な微生物に対する衛生のリスク管理も大切である。家畜の糞尿等で汚染されやすい圃場での栽培を避けるとともに、野菜の洗浄に用いる水は飲料可能な水を用いることを徹底する。

消費者の信頼を確保するために、トレーサビリティ・システムの導入や食品表示の適正化、生産者や食品企業の法令遵守の徹底は必要不可欠である。

トレーサビリティ・システムは、流通経路に従って食品の生産履歴や流通履歴を追跡・遡及できる仕組みである。野菜のトレーサビリティ・システムは、生産者や事業者による

自主的な判断に任されている。

本市では、小規模の生産者が多いため、今後とも生産者がトレーサビリティ・システムを導入することは難しいと思われるが、農薬の使用状況など生産履歴の記帳を進める。消費者等から、問い合わせがあれば回答できるようにしておくことが、生産者のマーケティング戦略としても非常に重要である。

その地域で生産されたものをその地域で消費することを地産地消というが、その場合農産物を媒体として消費者と生産者がコミュニケーションを通じて結びつき、相互に顔の見える関係をつくり出すという特徴をもっている。

都市住民である消費者と農業生産者が顔の見える関係になれば、相互理解と信頼関係が形成され、農産物の安全・安心の向上に寄与することができる。市内の農産物直売所での販売、スーパー等へ直接出荷及び学校給食での地元食材の利用などは、全て地産地消の事例となる。

このような地産地消の体制整備を強く進める。

8 . 水田農業の維持増進

水田は、地下水の涵養、災害時などの保水・貯水機能、気温上昇の抑止機能による地球温暖化防止など、多様な機能を有している。

また、広大な生産空間として広がる耕地は、都市の中にあっては貴重なオアシスの役割を担っている。

このように水田は水稲生産の場だけではなく、市民の散策や自然観察の他、憩いの場やレクリエーション機能を有するとともに、ジョギングやサイクリングなどによる健康づくりの場としても広く市民に親しまれている。

本市の水田は、市の南部に前ヶ崎・名都借・野々下・古間木、芝崎地区の水田が存在し、市の北部には、水田の大きなまとまりとして、新川耕地が存在する。

前ヶ崎に位置する水田は、約 17ha の耕地面積を有し、市の南部地区の貴重な緑地空間となっている。

名都借・野々下・古間木に位置する水田は、約 38ha の耕地面積を有し、周辺の雑木林などともマッチし、その景観は昔ながらの“さとやま”の自然を想起させる。

芝崎に位置する水田は、約 15ha の耕地面積を有するが、T X 沿線開発による土地区画整理事業が進んでいる。

新川耕地は、約 204ha の耕地面積を有し、本市の水稲生産の拠点となっている。また、周辺は、斜面緑地や利根運河、江戸川堤と一体となった市を代表する自然的景観の広がりを持ち、市民の散策、ジョギングやサイクリングなどによる健康づくりの場としても広く市民に親しまれている。

また、休日の水路では、親子連れのカサガニや小魚釣りなどを多く見かける。

都市の中にあって貴重な水田であるが、農業者の高齢化や後継者不足、米価の低迷、さらにはコンバインなど水田用農機具が高額なことなど重層する各種要因により、荒廃化、遊休化が進んでいる。

このため水田の貴重性を再認識し、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積事業（農地の貸し借り）を積極的に推進し、水田農業の担い手に農地を集約するとともに、水稲の植え付けや刈り取りについては、大型の農業機械を所有する大規模農家や農業生産法人等による作業受託を推奨し、水田の保全に努める。

また、水田の状態を良好に保つためには、土地改良区による用排水等の維持管理事業が

不可欠である。

このことから、土地改良区が行う維持管理事業を引き続き積極的に支援する。

なお、土地改良区は水田の都市的開発に伴い、管理地の減少も進んでいることから、土地改良区の統廃合により、組織の強化充実を推進する。

9 . 新しい街づくりとの調和

平成 17 年 8 月に開通した T X の沿線では、約 640ha の土地区画整理事業が施行され、宅地開発が進められている。経営耕地が大きく減少した農家も存在する。

一方、生産緑地として農地を保持し、農業を継続する農家も多く見られる。この区域での生産緑地指定をされている農地は約 59ha(換地前)となっている。

生産緑地を利用した都市農業は、他の都市的土地利用の機会を犠牲にして営まれるわけであるから、土地生産性の高い農業でなければならない。葉物等栽培期間の短い野菜を上手に組み合わせる輪作し、土地利用率を上げて、単位面積当たりの売上収入を高め、自家労働の有効利用を図る工夫が必要である。

一般的に市街地は、雨水の排水能力にも限度があり、洪水などの災害にも思ったより脆弱であるとされている。市街化区域は、道路・公園・下水道などのインフラも整備されるが、生産緑地は公園や駐車場に比べて雨水の浸透力も大きく、災害時の避難スペースとしても利用できる。また、発災時は農業生産に用いている地下水(井戸)の利用も有効である。

しかし、生産緑地として保全できる面積には限りがあり、農家は生産緑地だけでは生活にゆとりがある所得が得られないこともあるので、所有地の一部を利用したアパート・マンション経営や駐車場経営による所得補填が重要な役割を果たすことも多い。

街づくりの観点からも、所得獲得の観点からも、生産緑地、アパート・マンション、駐車場経営等のバランスを見極め、資金計画や労働配分を工夫する必要がある。

また、アパート・マンション経営は、農業所得の不足分を補填する手段としては有効であるが、借入金に依存して建物の建設が行われることが多いので、リスクの少ない範囲に限定する必要がある。

このような工夫の基に、農家あるいは元農家を新しい市街地に残すことは、地域の古い伝統文化や慣習を維持継承することでもある。新しい街の安定的な構成員として、農家あるいは元農家の果たす役割は大きく、有形無形の歴史的遺産を新しい街づくりに生かし後世に繋げていかなければならない。

さらに、本市有数の米どころである新川耕地については、平成 14 年に策定した「新川耕地有効活用計画」を基本に、地域の良好な農業生産環境や貴重な斜面樹林との共存、共生を図るとともに、新川耕地の地域特性を活かした新たな産業の創出・健康・交流の拠点とな

る土地活用事業を展開・実践していくことが必要である。

資料

用語の解説（農業統計用語）

用語	解説
農業センサス	農業調査
農家	調査期日現在、経営耕地面積10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯
販売農家	経営面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満でかつ農産物販売金額が50万円未満の農家
都市型農業	都市近郊の農業（都市的農業）
兼業農家 ・第1種兼業農家 ・第2種兼業農家	世帯員のうち、兼業従事者が1人以上いる農家 ・農業を主として兼業を従とする農家 ・兼業を主として農業を従とする農家
主副業別分類 ・主業農家 ・準主業農家 ・副業農家	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて、農業生産の担い手農家をより鮮明に折出する農家分類 ・農業所得が主（農業所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家 ・農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家 ・1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、農業センサスの調査期日前1年間に農業に従事した者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、農業センサスの調査期日前1年間の普段の主な状態が、仕事（農業）に従事していた者

農業就業人口	満15歳以上の世帯員で農業センサスの調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯委員」と「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯」の合計
農業粗生産額	市町村を単位とした農業総産出額
農業所得	農業粗収益から農業経費を差し引いたもの
生産緑地	市街化区域内の農地で生産緑地区域の指定を受けた主に畑地
耕地 (耕地面積)	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む
遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
経営耕地面積	農家が経営する耕地をいい、土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積を聞き取ったもの。経営耕地は、自己所有地と借入耕地に区分
作付面積	非永年性作物をは種または植付けし、発芽または定着した作物の利用面積
栽培面積	永年性作物(宿根性の多年生作物を含む)栽培されている利用面積をいい、集団、散在にかかわらず、その利用面積
農業振興地域	総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定されている区域
地産地消	地元で生産された農作物を地元で消費すること
定年帰農	農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し、農業に従事すること
ウィルスフリー苗	ウィルスを除去して育成された苗
セル	苗を育成する際に使用する升目になった箱
輪作栽培	同じ作物を毎年同じ畑に作る連作に対し、異なる作物を順につくること

ペーパーポット	苗を育成する際に使用する紙製の入れ物
アグリサポート	労働力を必要としている農家の支援をするために、登録をしている農業支援活動に意欲のある農家以外の市民
マルチ	主に野菜を作るときに使用される一定間隔に穴の開いた被覆材（ビニール）
トンネル	アーチ型の骨組みを設け、ビニール又はポリエチレン製の被覆材で覆ったもの（人が入れる大きさではない）
ハウス	アーチ型の骨組みを設け、ビニール又はポリエチレン製の被覆材で覆ったもの（人が中で通常の姿勢で農作業ができる）

流山市農業振興基本指針

平成 19 年 10 月

〒270 - 0192

千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市 産業振興部 農政課

TEL 04 - 7150 - 6086

FAX 04 - 7158 - 5840

E mail:nousei@city.nagareyama.chiba.jp

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>